

昭和 38 年 度

同和地区実態調査報告書

(山口県防府市右田地区)

同 和 対 策 審 議 会

目 次

I	選定の理由	(1)
II	地区概況	(2)
	沿革 立地条件 人口状態 生活慣行 婚姻関係	
	産業経済構造 生活環境 教育文化 地域団体活動	
	社会福祉資源設置利用の状況 社会病理 同和行政	
	と財政 差別事象	
III	精査調査の概要	(26)
1	人口状態	(26)
2	家族および婚姻関係	(30)
3	職業および労働	(33)
	(1) 職業および就労形態	(33)
	(2) 農業経営状況	(39)
	(3) 事業所の状況	(43)
	(4) 雇用状況	(44)
4	生活環境	(46)
5	生活水準	(49)
6	教育と宗教	(54)
7	別居家族の状況	(55)
8	地域活動	(57)
9	生活福祉	(59)

10 生活意識 (63)

11 社会意識 (68)

12 人権意識 (74)

13 差別問題 (76)

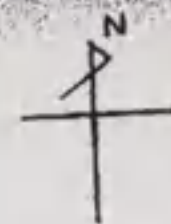
14 生活欲求 (77)

15 差別意識 (79)

Ⅳ 総 括 (90)

Ⅴ あとがき (106)

防府市図



吉敷本郷地区

大政町

吉敷川
在瀬川河道

右田

小野

牟礼

富海

大造

幸城

① 郵便所
クニレリ

山崎商店

三田尻港

花行湯

中興

西ノ浦

大海湾

山口市



I 選定の理由

この調査は、同和対策審議会調査部会が行なったものである。この調査の責任者は、同審議会の専門委員山本政夫であるが、実地調査については、山口県民生労働部社会課に一任した。この調査を実施した期間は昭和38年7月23日から31日までの間であつて、その調査主任は山口県民生労働部小田社会課長であり、また同課堀井主事が助手となつてこれを取りまとめたものである。

この調査については、地元の国弘義人、古川清、村田久夫、前田正元、池田太郎の諸氏をはじめノミ名の人々が調査員となり、ほか地区外の4名がこれに當つた。その調査を帯数は、地区内ノミ4世帯、地区外も3世帯である。

なお概況調査については、山口県・市当局をはじめ石田中学校、関係警察署等の協力を得た。

つきにこの地区を、調査対象として選定した理由としては、その主なものとして下記の三点があげられる。

1 この地区が山口県下においても最も沿革の古い地区の一つであつて、明治以前のいわゆるエタ身分のもののしごとや生活のありかたが典型的であること。

2 明治以後販菜が分化し、農業を中心として多くの販種がみられるようになった過程がかなりはっきりわかること。

3. すでに明治年間から地元の改善向上に努力し、その効果とともに、現在の生活と意識の上になんかなりの変化が見られるようになったこと。

II 地区概況

1. 沿革

この地区の起源については古い伝説がある。口碑によると、今からおよそ260年前（建久年間）、源氏方の樋口二郎元次（一説には勘光ともいう）が、この地に住みついたのがその始めであると伝えられている。元次は時の来るのを待っていたが志を得ず、遂にこの地で死去した。祖先伝来の刀一振と古文書があったといわれ、現在の木戸氏はその末流であると伝えられている。その後約260年（万治年間）を経て、豊臣の遺臣半之丞広国がこの地に定着し、代々武具の製作に従事した。現在の国広義人氏はその子孫である。なお伝うところによると、今からおよそ四百年前（永禄年中）、毛利藩（萩毛利藩分家、3万石）より、「御免地下附相成りたり」、元禄3年（1692年）この地区内に徳田社を建立したが、その後数10年を経て現在の位置（右田吉敷の一隅）に移転したといわれている。

この地区の沿革で注目されるのは、天保元年（1840年）の大暴風雨によって佐波川が氾濫し、多くの農家が流失したために農民達は、このような災害はこの地区の者が、生皮を海上運搬したことによるものであるとして、翌年（1841年）に百姓一揆を起こし、こ

の地区を焼き掃ってしまったことである。これは多分この地区より三田尻港を全て大阪の皮問屋に生皮を送りつけていたものと推測されるが、それにしてもそのことが、大暴風雨の原因とみなされたことは、当時の差別意識のありかたを知る上に、歴史上興味深いものといえるだろう。なおそれまで国弘氏宅とその本家（国弘半治兵衛）に所蔵されていた多くの重要な記録や諸道具等は、総てこの時焼失したといわれる。当時の戸数は86戸であった。

つぎに坂街道に通ずる佐波川には船橋が架設されており、この地区の人々がその管理に当たっていた。船橋の番人といつてもよい。船橋は舟も藁を機にならべ碇で留めて、その上に板敷板を渡して橋の替りとしたものであるが、この船橋は越中の国、神通川の船橋と共に天下の二大奇橋ともいわれていた。江戸時代には、九州各藩の諸大名も参勤交替の際は、この船橋を往来していたのである。船橋は大水の際は青井の堰堤にひいて船の流失をまぬがれていたが、島津侯が参勤交替に支障を及ぼすという理由で、嘉永3年に大碇2丁（ノ丁は今も残っている）を寄附したことがある。それによって国弘氏の本家は屋敷を碇屋と呼んでいた。なおこの船橋は昭和16年まで架設されていたが、その後は廃止されて今の木橋が設けられた。

以上の史実と国弘氏などの談話を総合すると、江戸時代におけるこの地区の人々は、皮革・武具の製造や船橋の管理等をしていたほか、村落の警固・犯罪の取りしめりに当たっていたようである。なおこの地区は三田尻西法寺の門徒であったが、万治2年（

1659年)攝津國本願寺住持恵光院の勧めによつて、その直門徒となつたことがある。

そのほかこの地区には、明和年中浪人吉田某なる者が来て寺小屋を開き、その子孫は今も残つていゝとか、天保3年広島から吉野孫衛門が来て、武術を教へ、その子孫が定住して指南に當つた結果、元治元年長州征伐のさい農兵を組織することになつたといふような史実が伝わっている。また明治3年の防長の内乱の際は農兵及び人夫として召集に応じ、内戦によつて死者ノ名を出している。

つぎに明治4年のいわゆる部落解放以後の状況を見ると、同8年には選挙制によつて組長代3名を置き、同10年には右田村小学校的の附属として之吉支校を設け教育に努めていゝ。ついで22年之月、地区内大火災のため40戸焼失したが、その機会に各戸の宅地を寄附して地区内道路の改修をはかつた。

なおその後の状況を見ると、40年には産業組合法に準じて、購買組合を設けており、また42年には自給組合を設立して風俗・衛生の改善に努めるなど、生活の向上と環境の改善に努力してゐる。そのほかトラホームの治療、野蕨の奨励、墓地の移転、下水の改修、塵芥箱の据付け、納税組合の設立等、明治の末期にはあらゆる努力を傾けて鋭意その向上発展をはかつてゐる。

大正年間に入つてもこの地区は、自力更生に努力したが、同7年8月の米騒動の際には、当時の米価の値上りのために生活が苦しくなり、多少の動搖はまぬがれなかつた。その上同9年には、

佐波川堤防決壊のため、家屋、田畑や流失するという大きな災害を受けていゝ。

ついで昭和8年には国の補助金(38,000円)と右田村補助金(2,000円)合せて40,000円によつて地区整理事業が行なわれ、これによつて家屋移転(スワフ)、道路改修が実施せられ、現在の地区の基礎が出来上つた。

つぎに戦後の状況をみると、26年大洪水によつて佐波川堤防決壊し又もや多くの家屋と田畑が流失し、災害後旧事業によつて家屋の新築がはかられた。また27年には県の補助金60万円の交付を受けて、下水道の改修と公会堂の一部を補修した。ついで34年度においても、県費補助によつて地区道路の刻溝と公会堂の増築工事が進められた。

つぎにこの地区における産業の推移をみると、明治以前については上記の通りであるが、明治以後の状況はいわゆる部落解放によつてしだいに変わつてきた。その状況は下記の通りである。

(1) 明治年間の取業は、皮革業(個人的に牛皮をなめして大鼓を張り、剣道用具の修理等をする)、下駄の齒入れ、雪駄直し、屑屋、食肉販売、日雇、行商、屠畜業等が主なものであつて、またしだいに小作農に従事するようになった。

(2) 大正年間の取業をみると、靴取人、靴直し、屑屋、食肉販売、日雇、行商、屠畜業、小作農等が主なものであつて、この頃から自作農もみられるようになった。なお大正時代にな

ると、屑屋、食肉販売等は、しだいに減少し、それに替つて行商、小作農及び自作農が増加してきた。

(3) 昭和午間の主な職業は、靴取人及び靴修理業（中には店舗をもつ者あり）、屑屋（僅少）、食肉販売（僅少）、自由労働、行商、屠殺業、自作農、会社員及び公務員（市役所、農協、国鉄、日通等）、となつてゐる。この中で戦後の農地改革によつて小作農が自作農となり、また会社員及び公務員がしだいに増えてきたことが注目される。

以上によると明治以前の古い歴史的なつながりによつて養育されていた職業が、明治から大正にかけてしだいにその姿を消し、昭和午間になるとそれに替つて農業、会社員及び公務員等の比較的安定した職業が見られるようになり、生活も自ら向上してきたことがうかがわれる。

なお明治以前から現在までのこの地区の人口の推移状況を見ると、天保年間26戸、明治初年42.8戸、大正9年頃85戸、終戦前120戸、現在114世帯となつており、明治以前から終戦前までは年と共に著しく増加しているが、戦後は大体において横ばいの傾向を示している。

つぎに明治以後におけるこの地区の改善向上について見逃してならないものは、政因弘平治兵衛氏の功績である。因弘家はこの地区の明治以前からの旧家くもあり、また指導的地位を占めていた。そして明治以後は分家と合せて八町歩（明治時代旧上族より買入れたもの）の地主として戦後の農地改革迄は、豊かな生活

をしていた。すでにみたように明治の中頃から戦前までのこの地区の改善向上は、氏の功績によつべきものが決して少なくない。その業績をみると、早くも明治40年には産業組合法に準じて購買組合法に準じて購買組合を設けて経済生活の向上につとめ、翌42年には自産組合を設立して風俗の改善に努力するなど、明治末期から大正年間にかけて若い情熱を傾けてこの地区の改善向上に努力している。ついで昭和6年2月から10年11月迄（1期）右田村長に就任し、その間において国庫補助による地区整理事業を完成した。また18年から22年迄（1期）の4ヶ年間は、右田農業会長として、戦中戦後の農業経営に指導的役割りを果たした。さらに23年から25年迄（1期）は右田農地委員長に推されて、農地改革を成しとげた。氏は29年2月85才で亡くなったが、その長い生涯を通じて、この地区と右田村の指導のために働き続けたのであつた。

2. 立地条件

吉敷本橋地区は防府市の北端、佐渡川のほとりの低湿地帯にある。この地区は明治初年頃には夢と呼んでいたが、明治の中頃から昭和5年頃までは船本と呼び、ついで5年頃から17年頃迄は右田本橋と呼ぶようになり、さらに17年頃から24年頃までは右田吉敷と呼んでいた。ついで24年8月より地区を行政上二分して右田吉敷と右田本橋とそれぞれ命名するようになった。

つまり吉敷・本橋というのは、この二つの地区名を1つに合せ

て呼んだものである。なおこの地区はもと佐賀郡石田村に属していたが、昭和26年4月の町村合併によって防府市に編入された。

この地区の環境はきわめて悪い、佐賀川沿岸の暴道が、密集したこの地区の頭上を東西に走り、地区を西に離れること約150mの地点にも、防府、山口間の暴道があり、国鉄並びに防長バスが走っている。なお地区の中心には昭和26年の佐賀川氾濫決壊による大災害により、舗装された道路が市街地から他地区に通ずるため、南北に走っている。

なおバスの便は、1時間おきに防府駅前より石見益田（島根県）行きで本橋に下車することが便利である。

上記のように交通はかなり便利であるが、佐賀川の堤防下の低湿地帯であるために、明治以前よりほとんど30年おきに災害におそわれ、佐賀川の決壊によって家屋や田畑が流出するなど深刻な打撃を受け、ひいてはそのことが経済生活の上にも大きな障害となっている。現在佐賀川堤防の改修工事が行なわれているが、それにしても、その立地条件が劣悪であることはまぬがれない。

なおこの地区には明治40年頃により昭和5年頃まで石田村営の農場があった。故国弘氏の村長時代、風記誕生上の見地から移転することとし、村会の強い反対を押し切って佐賀川下流の大崎（地区より2軒）に移転した。現在では防府市営として経営されているが、このことは地区の環境を改善するために大きく役立っている。

3. 人口状態

I 昭和38年7月現在の調査によると、この地区の総人口は465人であって、その内わけは男215人、女250人である。男と比べて女が35人多い。

II その居住率をみると、部落人口399人（86.0%）、一般人口58人（12.3%）、外国人8人（1.7%）となっており、一般氏並びに外国人がかなり居住していることがわかる。

III 昭和10年から昭和35年までの地区人口の推移状況は、下記の通りである。

昭和10年	551人	男 274人	女 277人
“ 20年	493人	“ 239人	“ 254人
“ 25年	547人	“ 267人	“ 280人
“ 30年	557人	“ 270人	“ 287人
“ 35年	553人	“ 267人	“ 286人

すなわち現在人口は465人であるから、35年以後は減少傾向を示しているということができる。

なお一般人口との関係については、さほどの変化はみられない。

IV 過去20年の流出（転出）人口の傾向をみると、戦前は外地に職を求めて居住するため転出していたが、戦後の転出は事業

のため店住を地区外に求めるものも多く、特に若い年令層においては、就職のため転出する者が増えてきている。

その理由は、地区自体が全体的に恵まれていないことや、または自らの活動に制約を受けることによるものである。

V 過去20年の流入（転入）傾向をみると、転入世帯は経済的に恵まれていない世帯が多い。地区内から転出したものが更に地区内に転入するとか、或は他の同和地区から転入するとか、或は他の同和地区から転入するという傾向がうかがわれる。その理由は、希望をもつて地区外に転出するも希望どおりものごとが運ばず、失敗したり又は身元が発覚して居住出来ない状態となり、地区内に帰ってくるとか、同和地区から一般地区への転出は経済的について行けないとか、或は一般地区の落伍者が同和地区に店住を求めることなどによるものである。

以上で明らかのように、その立地条件が悪く、加うるにこれという生産基盤もないために、経済状態の良いものや、教育を受けたものはしだいに出て行き、その反面経済状態の悪いものや、他地区の生活に困ったものが入ってきて来るというような結果となり、ひいてはそれがこの地区の向上を妨げている。

4 生活慣行

I 宗 教

浄土真宗（本願寺派）111世帯、天理教3世帯、真宗は年

一回報恩講を営む。なお松屋祭の祭礼が年々回行なわれている。

II 冠婚葬祭についてみると、各自宅で行なっているが、どちらかといえは一般と比較して華美である。

III 消費生活についてみると地区内の80%まづは掛け買いである。また地区内に小売店が多いので、食生活はどちらかといえは、かなり激しい。

5 婚姻関係

I 通婚は同和地区相互の間で婚姻関係を結んでいる。一般民との結婚はほとんど自由結婚であって、式をあげていない。

II 通婚圏は地区内婚は比較的少なく、県下の同和地区相互間との結婚が多い。この1、2年の例をみると、山口市2件、徳山市2件、同楽町2件、市内3件となっている。

6 産業経済構造

I 産業経済の概要

この地区の主な職業は下記の通りである。

農業 26世帯（101人）、商業 24世帯（32人）

会社員 18世帯（27人）、公務員 6世帯（6人）

日雇その他 44世帯（88人）

以上のように、この地区の取組はかなり分化している。そのうち農業、商業、会社員、公務員等の生活はかなり安定しているが、日雇等の他の生活はまた不安定な状態にある。日用の生活も出費が多く、経済的にはそれほど安定しているとはいえない。

ロ、農業

この地区の農家世帯数は26世帯であつて、全世帯ノノ4世帯の2ノ%に当るが、このほか零細なオス雑米農家が30世帯みられる。農地面積はノ9町ク反であつて、兼業農家を含めた56戸のノ戸当りの耕地面積は3.5反歩である。

つきに主な生産物は米麦であつて、そのうち米260俵、麦260俵となつており、その売上額は200万円である。農家56世帯のうち米麦を販売するものは僅少であつて、その大半は自家用米に充當している。

季節変動についてみると、その耕作物が殆んど米麦に限られているために、春秋の田植時と収穫時に労力が集中し、その他の時期は商業（行商）及び日雇労働等に従事している。

農業経営の状況を見ると、その大半は3反歩以下の零細農であつて、辛うじて食糧の自給をはかる程度の米麦を中心とした単独経営にすぎない。

つきに農業協同組合の利用状況については、ほとんど組合に加入しているが28戸の農家のうちではその利用状況は不充分である。なお共同農機具としては耕耘機2台、ミスト機ノ台

あるのみであつて協同化はまだ充分に行なわれていない。

ハ、地区産業

この地区における取組の推移はすでにみた通りであつて、現在特に地区産業とよばれるものは屠畜業々世帯、製靴職人2,3世帯、そのほか靴修理業者若干人にすぎない。

屠畜業についてみると、明治30年頃より従事し40年頃地区内に村営の屠殺場ができたが、前述のように現在は市営の屠殺場として地区外に移転した。現在の屠畜業者はかなり古くからこの取組に従事しており、その経済状況は比較的良好である。

つぎに製靴業についてみると、大正中年頃より職人の徒弟になるものが多かつた、しかも現在では々世帯程は市内に店舗を持ちかなり成功しているが、地区内に止まるものは上記のような職人と修理業者にすぎない。そのうち職人の生活はきわめて不安定である。

以上によるとこの地区においては、いわゆる地区産業はしだいに衰微しつつあり、今後発展する可能性は殆んどなくなつたといふことができる。

ニ、労働力

I 就業先人口は地区外84人、地区内なし。

II 産業別人口構成は下記の通りである。主な産業別就業人口としては

大企業	12人(月給)	6人(日給)	計18人
中企業(土建業)	5人(月給)	4人(日給)	計9人

小企業(建築関係)ノタ人(月給) 38人(日給) 計52人

官公庁 5人(月給)

Ⅲ 就業先企業形態は、大企業(ノ8人)、中企業(ノ6人)、小企業(45人)、官公庁(5人)である。

Ⅳ 就労先、企業別労働条件は、大・中・小企業とも労働時間、安全衛生については労働基準法にもとづいて実施されているが、雇用形態については大・中・小企業にかかわらず、臨時的に採用されている者が約半数を上廻っており、従って賃金についても各企業ともかなり低い。

Ⅴ 失対労働者は男3人、女5人、計8人5世帯であつて、賃金はノ日430円である。

Ⅵ 民間雇の就労状況をみると、主として市内の藤本組、沢田土建、中野建設等に雇用されている。その数は約37人である。

Ⅶ 最近の傾向は現状維持であつて殆んど何等の変化も見られない。

以上のように地区の労働力はかなり分化しており、且つ上昇しつつあるといえるが、特に社会的役割りとして評価すべき程のものはみられない。

ク 生活環境

イ 道路整備状況 昭和8年地区整理事業が実施され、一部の地区道路が整備された。ついで26年の大洪水に流された地区

内の一路線のみ舗装されたが、他の大部分の道路は旧態のままであり、しかも低湿地帯のため雨期に入ると歩行困難となる。

ロ 街灯設置状況 街灯設置なし。

ハ 下排水、し尿処理状況 約50%の下排水路は、数戸の軒の裏なりあつた箇所にあつて、流れが悪く、常に悪臭がただよい、往時的に非常に悪いが、他の下排水路は比較的良好である。し尿処理については、現在農家が化学肥料を使用する関係上、各世帯ともその処理に困却している。

ニ じん芥処理状況 上記のし尿処理状況と同じ理由で困っている。

ホ 上水道整備状況 上水道の設備なし。

ヘ 墓地火葬場の状態 墓地については、明治43年9月右田岳山麓にある一般地区民の墓地一面に移転した。また火葬場は防府市営の火葬場を使っている。(地区外)

ト 河川状態 平均30年に一度の大洪水のたびに佐波川堤防が決壊し低湿地であるこの地区は、その都度家屋、田畑の流失をみている。佐波川に河川法が適用され、その改修が急がれているので、これが完成すれば堤防決壊の危険性もなくなると思われる。

チ 住宅状態 戦前住宅組合により建設された住宅や地区整理の対象となつた住宅以外の住宅は非常に悪く、昭和26年キジヤ台風以後は災害住宅が26戸、県営融資住宅が5戸建設されているが、残りの乏は以前のままである。

8. 教育・文化

イ 学校教育状況

この地区の児童・生徒が通っている学校は、小学校は右田小学校、中学校は右田中学校である。小学校は防府市右田にある。この地区よりの距離は600メートルあり、児童は徒歩で通っている。中学校は、防府市右田にある。この地区よりの距離は600メートルあり、生徒は徒歩又は自転車で通学している。

高等学校は、防府高校、私立多々良高校、私立三田尻女子高校であって、地区からの距離は1.5軒、生徒は徒歩または自転車で通学している。

つきに小学校及び中学校の教育状況をみると下記の通りである。

ロ 小学校

I 右田小学校の児童数は男250人、女248人計498人であって、そのうち地区の児童数は男31人、女30人計61人であり、全児童の12.2%に当る。

II 学校別にみた特徴

- (1) 地区児童をクラス別には特別に考慮していない。
- (2) その人数とクラス全体の比率は下記の通りである。

学級	全児童	地区児童	率
1/1	34	3	8.8%
2	34	5	14.7%
2/1	35	4	11.7%

2	35	6	17.1%
3/1	40	1	2.5%
2	39	4	11.3%
4/1	46	9	19.6%
2	46	8	17.4%
5/1	48	4	8.3%
2	47	6	12.8%
6/1	47	6	12.8%
2	47	5	10.6%
計	498	61	12.3%

これによると、1学級当りの児童数は平均41人であって、文部省の標準45人を下回っている。

III 不就学児童男/名、長期欠席はない。

IV 地区児童の成績をみると、学習面で知能は一般とあまり差はないが、努力は両極端にわかれており、中間が一般より少ない。算数においては、一般と比較してよい成績を示しているが、国語はや、劣る。これは家庭学習の不足によるものと思われる。

V 各種補助

- (1) 修学費奨励資金なし。
- (2) 教科書、学用品等の補助は下記の通りである。

各種補助	地区児童	一般児童	平均額
教科書	5人	29人	572

学用品	5人	29人	1,570
修学旅行	1人	3人	850
医療	1人	8人	475
給食	5人	29人	4,425

以上によると一般と地区児童の補助については、ほとんど差はみられない。

Ⅶ. 同和地区児童への教育、指導の実績と効果、方針についてみると、

(1) 従来の教育については、本校の同和教育がたんに民主教育という名目による実践であつたため問題の残心が見失なわれ、ほかされがちであつたので、昨年度より同和教育の視点に立つ人間尊重の教育を推進することにした。

(2) 指導上の留意点 教育活動の全分野においてあらゆる機会と場をとらえて実践につとめる。身のまわりからの問題をばりおこして着実に学習指導をつみ重ねていく。

(3) 教育指導の方針 同和教育を特殊な教育でなく民主教育の一環として強力に推進する。学校経営の重点に同和教育をおき、望ましい人間関係の育成に努力する。

(4) 同和教育の実績と効果については、児童の偏見、劣等感等が漸次除去され、人間関係が向上している。乱暴な行爲が少なくなり、学習行動の面にも向上の傾向が見られる。

Ⅷ 地区児童の問題行動については、特に記すような犯罪、非行等はまったくない。

ハ. 中学校

Ⅰ 右田中学校の生徒総数は男 326人、女 318人計 644人であつて、そのうち地区の生徒数は男の24人、女26人計50人であり全生徒数の 8%に当る。

Ⅱ 学級別にみた特徴

(1) 地区生徒をクラス別には特別に考慮していない。

(2) その人数とクラス全体の比率は下記の通りである。

学級	全生徒	地区生徒	率
1 / 1	46	7	15.2%
2	46	3	6.5%
3	47	2	4.3%
4	46	2	4.4%
2 / 1	47	4	8.5%
2	47	5	10.6%
3	47	1	2.1%
4	46	4	8.7%
5	46	1	2.2%
3 / 1	46	6	13.0%
2	45	4	8.9%
3	45	4	8.9%
4	45	4	8.9%
5	45	3	6.7%
計	644	50	7.8%

これによると、ノ学級当りの生徒数は平均 46人であつて、文部省の標準 45人よりもノ人多くなつてゐる。

Ⅲ 未、不就学生徒なし、長欠女生徒ノ人(家事手伝のため)

Ⅳ 地区生徒の成績をみると、全体的には「下」を占める者の割合が多いが「中止」の段階を占める者の割合が「中」の段階を占める者の割合より大きい、家庭環境に恵まれ学習意欲が盛んな場合には相当に成績をあげ得る可能性を示すものと考えられる。

Ⅴ 各種補助

(1) 就学育英資金なし。

(2) 教科書、学用品等の補助は下記の通りである。

各種補助	地区生徒	一般生徒	平均額
教科書	3人	21人	1,000円
学用品	3人	21人	1,991円
修学旅行	2人	12人	1,442円
医療	3人	39人	455円

以上によると一般生徒と地区生徒の各種補助は殆んど大差はない。

Ⅵ 同和地区生徒への教育、指導の実績と効果、方針についてみると、下記の通りである。

(1) 従来の教育については、同和地区生徒に対して特別の取扱いをしていない。

(2) 指導上の留意点 学習成績不良の生徒及び欠席した

生徒には特に注意を払い、家庭訪問を行うなど家庭との連絡を緊密にしている、問題行動発生のおそれあるときは早めに地区委員に連絡し、未然防止に努めるとともに、悪行生徒の出た場合には、直ちに休学処分を計つてゐる。

(3) 教育指導の方針 一般地区生徒に対する方針と変わらない。

(4) 同和教育の実績と効果については、同和教育と銘うった教育はしていない、すべて教育基本法、学校教育法の方針に基づいた教育を行なうよう努めている、その効果について論ずることは時期尚早であると考えられる。

Ⅶ 地区生徒の問題行動については、昭和37年度窃盗事件ノ件(地区外の生徒を含み集団的色彩を帯びたもの)、昭和38年度に入つてからは、問題行動の集団化の傾向は現在のところ認められない、個人的な非行、犯罪も現在までのところ発生していない。

Ⅷ 卒業後の進路状況は下記の通りである。

(1) 進学—37年度の高校進学は男生徒ノ名、女生徒8名計9名である。

(2) 就職—37年度の就職は男5名、女ノ名計6名である。

最近の進学傾向はしだいに増加しつつある。

なお高等学校の進学状況の概要は次の通りである。

(1) 現在の高校生は某立防府高校4人、私立多々良高校6

人、私立三田尻女子高校5人計15人となっている。

(2) 成績は中の下位である。

(3) 県奨学資金借入れ人。

なお高校進学率は山口県一般の70%に対して同和地区は30%となっているが、吉敷本橋地区は40%であつて、同和地区の平均とかなり上廻っている。

9. 地域団体活動

I この地区の地域団体としては、青年団、婦人会、子供会、町会、洋裁教室などがあげられる。これらの地域団体の状況は、下記の通りである。

(1) 青年団は、青年学級を設けている。

(2) 婦人会は、婦人団体の学習活動と、一般教養に努めている。

(3) 子供会は、社会人としての育成強化をはかっている。

(4) 町会は、自治体の協力態勢の中心機関の役割りを果たしている。

(5) 洋裁教室は、婦人に専門的技術を習得させ、生活の改善にも役立てている。

II 以上の地域団体の参加程度は下記の通りである。

青年団 50% 婦人会 50%

子供会 50% 町会 80%

洋裁教室 50%

これによると、青年団、婦人会、子供会などの活動は普通で

あるが、町会の活動はかなり活発であつて、よくその機能を果たしつつあるということが出来る。

10. 社会福祉資源の設置利用の状況

A. 社会施設としては公民館があるのみ。公民館は集会等に利用されており、その利用状況は中程度である。公民館は補修され、位置的にも地区の大体中央にあるので非常に便利であるが、内容設備については不整備である。

I 民生・児童委員、人権擁護委員、母子相談委員、婦人相談員、司法保護司、農業改良普及員、生活改良普及員、青少年相談員、保健婦などの活動は普通であつて、特筆すべき活動状況はみられない。

ウ 生活保護状態は下記の通りである。

(1) 生活保護種別別世帯数と地区人口に対する比率についてみると、

生活扶助 10世帯 (8.8%)

住宅扶助 2 (6.6%)

教育扶助 4 (6.6%)

医療扶助 4 (6.6%)

(2) 一般地区における保護状況との比較についてみると、一般地区 1.8%、吉敷本橋地区 6.6%、約3.6倍となっている。

(3) 昭和26年以降地区内保護率の推移と理由についてみると、

昭和26年 3/世帯、30年 23世帯、35年 14世帯。

38年 2ノ五帯、26 半は水害により被保護世帯が増加し、その後約10年間減少したが、一般の経済状況の好転と諸物価の高騰による最低生活費の引上げにより被保護世帯が増加の傾向にある。

工 保健福祉活動については、数年前モデル地区の指定を受け、蚊、蝇撲滅運動を行い、失の役婦人会及び子供会にて時々行なっている。しかしまだ充分であるとはいえない。

オ 公的貸付制度の状況は下記の通りである。

- (1) 世帯更生生業資金8件、医療費貸付3件
- (2) 一般地区の利用状況との比較は、利用率一般 0.9%、地区 9.1%となっている。
- (3) 返済の状況は、50%であつて、特に医療費の貸付はよくなる。

カ 失業対策事業

失対労働者数は男3人、女3人(5世帯)であつて、全世帯の4%に当る。1日の日給は430円であつて、時に増加の傾向はみられない。

11. 社会病理

- (1) 昭和37年1月より12月迄のこの地区の非行犯罪件数は、屋内窃盗6件、屋外窃盗5件(何れも女)となっている。その他の非行犯罪件数として男12人がみられる。

- (2) 従来は暴行、傷害、脅迫、恐喝等がかなり多かつたが、その傾向はなくなつて、窃盗犯が他地区より多くなつた。
- (3) 地区内非行犯罪について過去10年の傾向をみると、差別されるという自意識と、そのような意識をもたせる周囲の環境により、暴行、脅迫、恐喝等の犯罪が多く数えられていたが、4、5年前よりその傾向は薄らぎ、一部の人々の経済的理由による窃盗犯が目立っている。

12. 同和行政と財政

- (1) 昭和35年度以降の同和对策事業としては、35年度に537,000円の県費補助を受けて、共同利用農機具を購入したのみであつて、36年度、37年度には何等の補助事業もみられない。その際における自区負担は133,600円である。
- (2) 今後に残された問題としては、県及び市の補助事業では地区の改善も微々たるものであるので、39年度よりモデル地区の設定を受け、画期的な改善をはかることとなった。

モデル地区事業は39年度から41年度迄の3ヶ年計画によつて実施せられることとなっている。

昭和39年度約20,000千円

“ 40年度約30,000千円

“ 41年度約30,000千円

計 80,000千円

ただしこの予算見積額は、防府市内4ヶ所のモデル地区事業

費の総額である。

この地区の事業計画としては、住居改善、道路改修、下排水改修、共同浴場、児童遊園地設置等が見込まれている。

13. 差別事象に対する最近の傾向は下記の通りである。

- (1) 施設の利用をはかる上において、若干の抵抗が感ぜられるが、特に気にする程の問題でもない。
- (2) 人間づき合いとしては地区名による差別が認められる。
- (3) 日常生活関係においては、経済面等に貧困ということにおいて差別が認められる。

Ⅲ 精 密 調 査 の 概 要

1. 人 口 状 態

(1) 世帯数と人口 (表 1-1, D-1)

この地区の世帯数は 114、人口は 465 である。一世帯平均人口は 4 人強である。同居世帯員数の構成をみると、1 人世帯すなわち単独世帯が 9.7% (11) と 10% 近くもあつて、比較的多いと考えられる。世帯員数で最も多いのは 4 人世帯で 22% (25) で、ついで 3 人が 18.4% (21)、5 人が 16.7%、6 人が 14.2% の順で、10 人以上は 1 世帯もなく、7 人乃至 9 人は合計しても 8.7% (10) で、2 人世帯の

10.3% よりも少ない。

(2) 性別・年齢別にみた人口構成 (表 1-2, II-1) 合計でみると男が 46.2% (215 人)、女が 53.8% (250 人) で女の方が多い。これを年齢階層別にみると、0 歳～9 歳が最も多く 15.9% (74)、これを極めて接近して 30 歳～39 歳が 15.7% (73)、つぎが 10 歳～19 歳の 15% (70)、40 歳～49 歳の 14.8% (69) の順であるが、いずれも接近しており、15 歳～19 歳が 9.8% (45) と続いている。60 歳以上の老年層は合計で 8.8% (41) で、うち 80 歳以上の高齢者は僅か 1 名で比較的少ない。男女別にみると、男の最高層は合計と同様に 0 歳～9 歳が最高率 (18.1%) であるが、女の方は 20 歳～29 歳と 30 歳～39 歳が同年 (15.2%) で共に最高率を占めている。合計数の少ない男の方でも 0 歳～9 歳と 15 歳～19 歳では僅かながら男の方が多い。

つぎに世帯主と配偶者のみについて年齢別にみると次の特徴があらわれている。世帯主では 45 歳～49 歳が 18.4% で最高率であり、つぎが 40 歳～44 歳 (15.8%)、30 歳～34 歳 (14.9%) で接近し、50 歳～54 歳 (13.2%)、35 歳～39 歳 (11.4%) と続いている。15 歳～19 歳の未成年世帯主はゼロで、20 歳～24 歳が 1.8%、25 歳～29 歳が 0.9% と若い世帯主は比較的少ない。この逆に 65 歳～69 歳に 4 人、70 歳～74 歳に 5 人、75 歳～79 歳に 2 人計 11 人 (9.3%) の高齢世帯主がいる。配偶者では、

35才～39才が21%で最高であり、つぎが30才～34才と40才～44才が同率の16.3%で、45才～49才が15.1%、25才～29才が14%と述べている。15才～19才未成年者はゼロで、26才～29才も僅か2.3%と少なく、また在籍主の配偶者では、60才～64才に2人と65才～69才に3人あるだけで、在籍主に比し老年層は少ない。このほか数字の上でとくに目につく点は、25才～29才が在籍主では1人であるのに対し配偶者は12人であることと、50才～54才では在籍主15人であるのに対し配偶者が1人であることである。

(3) 地域移動について

(1) 家の現住地定着性(表V-1)

地区人口の定着性の問題を解明することの一つとして、家の定着性についてみると次の特徴がみられる。明治以前から現住地に定着しているものは80.6%を占め、いわゆる「土地のもの」が大部分である。その後移住してきたもののうち、明治年間は無数あり、大正年間に2、戦前の昭和年間に5、昭和21～30年に10、昭和31～35年に4、昭和36年以降に1という状況である。つぎにこれに関連するものとして在籍主の出生後の地域移動状況をみると次のとおりである。

(2) 在籍主の出生後の地域移動状況(表V-3)

在籍主の出生後に「移動経験なし」が64.8%で、残

りの35.2%が経験ありであつて、その率はかなり高いとみられる。移動経験あるもののうち「戦後移動あり」が移動経験ありの約6割を占めており、戦前昭和年間に3割余、残りの1割弱が明治・大正年間である。

(3) 地域移動の回数と理由(表V-4、V-5)

出生後地域移動経験ある在籍40について移動回数をみると、1回が37.5%、2回が42.5%で最も多く、3回が1%、4回が5%となつており、5回以上は零である。

理由事項の累計73について、その内訳をみると、就労が39.7%(29件)で最多であり、つぎが結婚の27.4%、転居の10.9%の順で、その他の合計が22%(16件)である。「その他」のうち、特別な理由なしに移動したものが9件、転居が4件等である。

(4) 家族員の出生地別にみた特徴(表V-2)

さらに、地域移動に関連する事項と考えられる在籍主、配偶者その他家族員の出生地別をみると次のような特徴がある。まず在籍主では、その82.4%が同和地区で出生し、一般地区出生は12.3%、外地3.5%にすぎない。同和地区出生のうちわけは、同一地区が71%、他の同和地区は11.4%で、後者には他家出生が1名もない。一般地区出生のうち県内が4.4%(5人)、他家が7.9%(9人)で、これは広島、福岡、鳥取、香川の4県に

亘っている。外地は長野の女人である。配偶者 86 名のうちわけをみると、同一地区 32.5%、他の同知地区 40.7% (すべて同県内)、計 73.2% で、一般地区出生は 25.6% (22 人) となっており、他の同知地区出生と一般地区出生が在帯主よりも高率であることは、結婚関係の現われである。一般地区出生の配偶者のうち同県内が 18.6% (16 人) で、他県は広島、長野、大阪の 3 府県に亘っている。このほかの家族、すなわち父母、長男、長女その他の家族員についてみると、大多数は同一地区出生であり、在帯主よりも遙かに比率が高い。父母には一般地区出生は皆無であるが、ただ母については他の同知地区出生が 3 分の 1 を占めている。長男その他の家族員で一般地区出生は、合計で 20 名、うち長女の 1 人が香州出生である。以上の状況によってみると、この地区の人口移動は甚だしくないといえる。

なお、地区移動に関連して、現在地への居住意識については、生活意識の問題として、のちにふれる。

エ 家族および婚姻関係

(イ) 家族類型 (表Ⅲ-11)

家族関係については、さきに一部を述べたのであるが、さらに、これら家族の類型別をみると、単独が 9.7%、核心家族が 54.4%、広大家族が 21.9%、欠損家族が 14% となってい

る。最も高率の核心家族のうち「在帯主+配偶者+未婚の子女」という型態の家族は 48.3% を占め、やはり他の諸型態のうち断然高率である。欠損家族では「在帯主+子供」と「在帯主(子供)+直系家族」の二類型のみである。この地区の家族類型について、さきにあげた核心家族の一つの型と広大家族のうちの「在帯主・配偶者+(子供)+直系親族」という型との合計が 64.1% を占めていること、ならびに他の類型の構成要素を通じてみると、複雑な形のものはいくつか少ないように考えられる。しかし、単独在帯が比較的多いことが注目される。

(ニ) 配偶関係と婚姻関係

(イ) 同居家族の配偶関係 (表Ⅲ-2)

これを在帯主を中心に統制別にみると、在帯主では 76.2% (87) が有配偶者であり、2.6% (3) が未婚者である。その死別・離別の合計が 15.8% (18) (うち離別 3) となっている。不明が 5.3% (6) もある。在帯主に死別の多いのは、その年令が高いからであろう。父(母)の有配偶者は 26 名で、13 名は死別している。長男 57 名中の有配偶者は僅か 4 名である。この三者以外の家族員で有配偶者は次男以下の男子に 3 名あつただけで、死別・離別したものも計 4 名にすぎない。年令関係で未婚者の多いことは当然の結果である。

(ロ) 結婚形態 (表Ⅲ-4)

これら同居家族員の結婚形態を人員でみると、在帯主では

見合が85人、自由が25人、父(母)では、見合が12人、自由が1人、長男では見合が4人で自由がなし、その他では見合が3人で、自由が2人で、以上を合計すると見合が104人(78.8%)に対し、自由が28人(21.2%)となり、見合婚が自由婚よりも遙かに多いこととなり、これがこの地区の特徴といえる。

い) 初婚年令(表Ⅲ-6)

さらに結婚経験者の初婚年令をみると、母帯主では、19才未満のものは7.5%、20才~24才台が45.6%で最も高率であり、25才~29才台は38.6%と比較的多く、30才以上は8.3%となっている。これで見ると早婚者が、かなりいることと、25才~29才台が、かなり多いこととが目につく。配偶者では、19才未満が19.7%で、20才~24才台が66.3%と高率であり、25才までは母帯主よりも遙かに高率である。母は19才未満が多く、長男は25才~29才台が多い。

い) 通婚について(表Ⅲ-7)

通婚圏の状況を、まず母帯主の85ケースについてみると、その84.7%(72)を占める同和地区出身者(調査地点出身者、その他の者の計)の配偶者は、その8割弱(56)が同和地区出身者であり、2割強が同和地区外の出身者である。また、同和地区外出身の母帯主13ケースでは、その配偶者が同和地区出身者であるものが半分余の7ケースで、同和地区外出身者

は6ケースである。このように、この地区では、部落民と一般民の、逆に一般民と部落民の通婚ケースが22となっており、母帯主の25.9%を占めている。母帯主以外の家族員で同和地区外出身者と通婚している事例は1ケースもない。

3 職業および労働

1) 職業および就労形態

(1) 職業構成(表Ⅴ1-1)

職業		実数	比率
自営業	漁業	0	0
	農林業	47	15.3
	製造業	2	0.7
	商・サービス業主	19	6.2
	その他の自営業	14	4.6
雇用労働者	事務系労働者	22	7.2
	技術	5	1.6
単純労働者	失対	3	1.0
	一般	66	21.5
	その他	1	0.3
無職		128	41.6
合計		307	100

この地区の職業構成を、対象者307名について合計で見ると左表のとおりである。

表が示すように、無職が41.6%を占めているが、有職者のうちでは、一般単純労働者が21.5%で最も高率であり、この地区の取組面での特徴を示している。これについては農林業の15.3%で、事務系労働者7.2%、商・サービス業主6.2%の順となっている。失対従事者が1%で、比較的少ない。一般単純労働者は土産関係事業に従事している

ものが多い。職業を家族員の地位別にみると、在帯主では無職が1割以下の8.8%で、有職者のうちでは、一般単独労働者が最も多く26.2%を占め、以下、農林業22.8%、商・サービス業主13.2%、事務系労働者11.4%、その他の自営業8.8%等が多い方の順となっている。製造業は僅か1.8%で、単独労働者のうちに廃品回収業が1人だけいる。在帯市以外の家族員では、農林業、事務系労働者、一般単独労働者が大部分であり、とくに一般単独労働者の計では在帯主よりも多い。他の2種の計は在帯主よりもやや少ない程度である。在帯主以外の家族員で以上3種以外の職業をもつものは

極めて少ない。

(ロ) 家族員別にみた副業 (表V1-3)

以上の主業の構成に対し、家族員の副業について、その有無を合計してみると、無しが50.4%、有りが49.6%で、2割弱が副業をもっている。これを家族員別にみると、在帯主ではその31.5%が副業をもち、これは、有りの合計の6割強に当る。つぎは配偶者で、その78.6%が営んでおり、合計の2割6分に当り、このほかの家族員を合しても合計の1割4分にすぎない。つぎに「有り」を具体的に副業種類についてみると、種類は11種に亘っているが、このうち農業が54.2%で最も多く、過半数を占めている。他は10種類合しても45.8%であるが、このうちでは日雇が多く、このほか商店手伝、養鶏、石工、行商などがある。在帯主では欠張

り農業が断然多く6割を占めている。配偶者は主として農業日雇である。このように農業を副業としているものの多いことは、兼業農家の率を高めることとなる。

(ハ) 在帯の就業状況 (表V1-1、V1-3、V1-4)

(イ)の職業構成を、自営業、雇用労働者、単独労働者、無職に大別し、これを在帯主、配偶者、その他の家族員別にみると左表のとおりである。(イ)においては、職業構成を主としてみたのであるが、ここでは調査対象者307名について、その就業状況を主として詳しくみくゆくことにする。主業と主体とした場合、対象者中就業しているものは、合計して58.4% (179名)であって、残りの41.6% (128名)は無職者である。

就業者中の在帯主の主業については(イ)においてみたとおりであるが、主業においては91.8%の就業率であり、副業においては前項でみたとおり31.5%の就業率である。配偶者は主業においては30.3%就業しており、その他の家族員では45.2%で半数以下である。副業においては、配偶者は18.6%、その他の家族員では単独労働者に就いているものが最高率であるという点に、この地区の特徴がある。

つぎに、各在帯別に同居家族員中就労している人員数をみると、1人だけ就労している在帯は全体の51.9%、2人就労しているのが34.9%、3人が13.2%という比率であって、4人以上就労している在帯は零である。なお、1人も就

	職 業	実数	比率
在 帯 主	自 営 業	53	46.6
	雇用労働者	17	14.9
	単独労働者	34	29.7
	小 計	104	91.8
	無 取	10	8.8
	合 計	114	100.0
配 属 者	自 営 業	14	16.3
	雇用労働者	1	1.2
	単独労働者	11	12.8
	小 計	26	30.3
	無 取	60	69.7
	合 計	86	100.0
そ の 他 の 家 族 員	自 営 業	15	14.0
	雇用労働者	9	8.4
	単独労働者	25	23.3
	小 計	49	45.7
	無 取	58	54.3
	合 計	107	100.0
合 計		307	100.0

在帯主に3.2人に1人がある。
在帯主の職業別にみても、いづ
れも1人就業在帯主が最も高率で
ある。

(二) 出稼状況 (表V1-4)

就業形態に関連する事項とし
て出稼状況についてみるに、こ
の地区では出稼者の総数が僅か
に14人である。在帯総数に対
しても1割強にすぎない。

なお、出稼者の出稼先および仕
事の内容は不明である。

(三) 在帯主の取戻と取・退取状況 (表V1-5, V1-6, V1-7)

在帯主が現取につく前の取戻
と就業年数について回答のあつ
たものの件数は39であつた。
この件数について取種の合計と
みると、大別して自営業が60.3
%を占め、雇用労働者35.9%。

単独労働者12.8%となつてゐる、さらにその内訳からみると、
自営業のうち商・サービス業主が最も多く、農業者がこれに
つき、雇用労働者では事務系が多く、単独労働者では一般単
独労働者だけである。このように前取の比率において、この
地区の特徴がある。

つぎに、前取に就業した年数についてみると、41年以上
の長期間就業したものは僅か1件であつて、31年~35年
と36年~40年は皆無であり、6年~10年が最も多く、
11年~15年、5年以内、16年~20年、26年~30
年、21年~25年の順となつており、15年以内が計で約
70%を占めてゐる。取種別では、合計の比率区分に吸べて
比率順位に多少の相違がみられる程度である。

この前取就業年数と多少関連するものに、取回数と取
理由がある。これを在帯主のみについてみると、取回数
の最も多いのは3回で、3人が行つてゐる、2回が9人、1回
が27人である。これらの合計が39人であるから、取回な
しは7人(65.8%)となる。

つぎに、取戻または退取の理由を回答した件数は累計53
であるが、理由として抽象的に取戻のためとか商費のためと
かなど記したものか35件もあり、具体的なものは僅か18
件にすぎない、具体的なもので、社会的理由と認められるも
のは11件、自発的(主として家庭的)理由と考えられるも
のは7件に分れる。前者では失業が半数以上を占め、後者で

は病気、外地へ（各ノ件）のほかは家庭的事情によるものが多い。

(ハ) 離職者について（表Ⅴ-9、Ⅴ-10、Ⅴ-11）

農務教育終了後の現在、離職のものについて回答のあった104名について、まず、現在離職者として就労していない理由を合計してみると、下表のとおりである。

理由	家事	就学	疾病・老衰	働き場がない	身体障害者
実数	65	11	22	5	1
比率	62.5	10.6	21.1	4.8	1.0

表示のように家事を理由としているものが最も多数であるが、それは配偶者において多数（48）を占め、また、その他の家族員の女も大部分を占めているからである。つぎに疾病・老衰が理由であるものの多いことが目につく特徴である。これは主婦、配偶者、父、母において大部分を占めている。身体障害者であることを理由としているものが1人いる。主婦では疾病・老衰が最も多い。長男以下の男子、長女以下の女子には就学が理由であるものが比較的に多い。

つぎに、これら離職のものについての前取の状況を合計してみると下表のとおりである。

取組	農林業	商・サービス業	技術系労働者	不明	前取なし
実数	8	2	1	9	84
比率	7.7	1.9	1.0	8.7	80.7

表示のとおり、前取のないものが大多数で80.7%を占め、前取あるものは19.3%（20名）であるが、うち前取種不明のものが8.7%を含んでいる。前取種明記のもの種類は3種であつて、漁業、製造業、その他の自営業、事務系労働者、単独労働者は皆無である。前取あるものを家族員別にみると、主婦主に商・サービス業主2人、配偶者と母に農林業5人、その他の家族員に技術系労働者1人が、計11人の明らかにされているものの内訳である。

以上の前取あるものの失業または離職の時期については、合計でみると下表のとおりである。表示のように、すべて昭和初期以後である。戦後の最も激動期に失業・離職しているもの

時期	戦前・戦中	520~30	531~35	536年以降	合計
実数	2	9	4	5	20
比率	10.0	45.0	20.0	25.00	100.0

のが高率であることに注目され、戦後が大部分を占めている状況である。

(2) 農業経営状況について

この地区においては、農業を主業としている家族員の総数は47（15.3%）で、副業としているものは33であることはさきにみたとおりであるが、これらのものの経営状態をみると次のとおりである。

(イ) 土地利用形態(表Vノ一ノ二)

まず「田」について、耕作面積別にみると、55世帯中、10～29畝を耕作しているものが最も多く25.4%、つぎが30～39畝を耕作しているものが最も多く25.4%、つぎが30～39畝の21.9%で、この合計で42.3%を占めており、全く副業程度とみられる0～9畝が21.9%もある。この地方で、兼農家とみてもよい面積を耕作しているのは18.8%にすぎない。このうち8反歩以上耕作しているのは5.2%(4世帯)であつて、これはいづれも自作地である。耕作地の大部分は自作地であつて、小作地を耕作している世帯は16あるが、その半数以上は9畝以下の小作地である。

つぎに「畑」は僅か4世帯が9畝以下の自作地と耕作しているにすぎない。「山林」は9畝以下を2世帯、1町歩以上を3世帯、いずれも自己所有のものである。その他の草地、果樹園地は皆無である。以上の状況からみても、兼農家としての経営規模をしつていない。

(ロ) 主な農産物(表Vノ一ノ三)

主な農産物をみると、田は米麦のみであつて、二毛作地としての特色を示している。畠は野菜のみを生産し、山林は杉、松を植林している。

(ハ) 世帯別にみた家畜数(表Vノ一ノ四、Vノ一ノ五)

結論的にいへば、家畜を飼育している世帯は極めて少ない。

家畜の種類のうち全然飼育されていないのは、めん羊、山羊、兎、あひる、蜜蜂等の5種類で、残りの5種類にしても、それぞれ全世帯の90%以上が飼育していない。最も多く飼育している「にわとり」でさえ8.8%(9世帯)にすぎない。しかし5羽を2世帯、11～20羽を2世帯、51羽以上を2世帯が飼つており、飼育世帯の平均数は比較的に多いといえる。つぎに豚の飼育世帯数(11世帯)はにわとりより多いが、頭数では2頭が8世帯、6～10頭、11～20頭が各1世帯となつてゐる。肉用牛は8世帯であるが、すべて1頭づつである。ほかは馬は2世帯各1頭、乳用牛は1世帯1頭という状況である。

この家畜数「なし」の場合を、専業、兼業、農業世帯別にみると、さきに挙げた全世帯飼育なしの5種類を除き、飼育5種類中、兼農家(6)では、豚とにわとり各1世帯のほかは「なし」であり、オニ種兼農家(16)では、肉用牛5、豚牛、にわとり4世帯のほかは無しであり、オニ種兼農家(31)では、乳用牛1、肉用牛3、馬1、豚4、にわとり3世帯のほかは無しである。以上のように兼農家の方が、専業農家よりも養ひの羊が低いという状況を示している。

(ニ) 世帯別にみた農業機械の利用形態(表Vノ一ノ五、Vノ一ノ六)

さらに農業経営形態に関連する農業機械利用形態について

みると、合計では畜力を含めて6種類の農業機械それぞれでは、6%乃至3%程度しか利用されていない。これに利用形態別にみると、自己所有が累計33ヶ世帯、失用が8/ヶ世帯、貸借り1/ヶ世帯（うち農協1、その他10）、その他5/ヶ世帯となつてくる。機械種別と利用形態別にみると、自己所有では動力脱穀機が最も多く20ヶ世帯、このほか動力耕うん機、動力噴霧機、動力散粉機、原動機、畜力クとなつてゐる。失用では動力耕うん機が最も多く5/ヶ世帯で、これは10ヶ世帯乃至15ヶ世帯で失用しているのである。動力噴霧機・動力散粉機は22ヶ世帯で失用されている。畜力の失用はない。耕作反別にみると農業機械の利用は以上の程度であるとしても、日本農業機械化の傾向には或る程度順応しているとみられる。

この地区の農業機械を利用していない世帯の多いことは、農家世帯の少ないこと、および耕作反別の少ないことから当然の現象であるが、この利用なしの場合を農業世帯についてみると、概ねつさめとおりである。利用なし・ありを累計世帯数でみると、兼業家では、なし17、あり19、専業兼業農家では、なし37、あり59、専業農家では、なし102、あり84となつており、合計では、なしが156、ありが162となつて、ありが僅かに多いが、ただし専業ではなしの方が多く、機械別にみると、動力耕うん機、動力脱穀機、板摺機は何らかの形態で利用している世帯の方が多

いが、他の3種は利用していない方が多い。

(ホ) 世帯別にみた雇用労働の有無（表V/1-16、V/1-16'）

雇用労働の有無についての回答総数は57ヶ世帯で、総世帯の半数50%であるが、これについてみれば、雇用労働ありが、その15.8% 9ヶ世帯にすぎない少数である。なしの30は家族労働によるもの、18は交換労働によるものとなつてゐる。合計84.2%に反している。このなしの場合を農家類型別にみると、兼業家では雇用労働なしであり、専業兼業農家では4ヶ世帯があり、他は大部分家族労働または交換労働によつてゐる。

(3) 事業所の状況（表V/1-17、V/1-17'）

調査票に記された該当事業所数は74を数えるが、産業別では、専一次産業46、専二次産業12、専三次産業16ヶ所となつてゐる。事業種別のうちわけは、専一次産業では農業のみ、専二次産業では、建設業（4）、製造業（8）で、専三次産業では、小売・卸売（10）、運輸（1）、公益（1）、サービス業（4）となつてゐる。これら事業所の所在地は、合計で地区内が93%、地区外が7%という割合である。事業所の形態のうち組織では、個人が100%であり、経営では、独立が98.6%で、下請が僅か1.4%である。規模を雇用労働者数についてみると、なしが80%を占め、4人以内が12.5%（9）、20人以内が5.5%（4）、50人以内はゼロ、51人以上14%（1）となつてゐる。4人以内

は各産業に亘っており、5人以上は才三次産業に属している、以上によつてみると、この地区の事業所の大部分は零細企業の範疇に属しているわけである、事業所運営に当つての金融面は、個人によると18.7%、一般金融機関によるものが61.3%で最も多く、公的金融機関は6.2%と少なく、金融をうけないもの12.8%になっている。

(4) 雇用状況

(i) 雇用の一般状況(表Vノー18)

地区の取業構成状況でみてきたように、各社の事業所に従事しているが、その雇用関係の一般状況についてみると、これらの事業所に従事している総数は82名であつて、これを5項目に亘る雇用状況のうち、まず従業先の所在地についてみると、地区内は僅か4.9%で、地区外の県下が72.5%、県外が22.6%であり、地区内の少ないのは、ここに雇用される事業所が少ないためである、家族員別にみても地区外県内に従業しているものが大多数を占めており、県外は立寄主のみである、雇用関係は、常雇と臨時が相半ばし、臨時の方が僅かに多く、不安定従業者の多いことが特徴をなしている、ただし若い層では常雇の方が多く、つぎに従業先の規模では、5人以上42.7%、20人以内25.6%、5人以内19.5%、50人以内9.8%の順であつて、前者合計よりも後者合計の方が率が高い、事業所の種類別をみると、法人39%、個人34.2%、官公庁21.9%、任意12%の順である、

これで見ると官公庁の率が低い方とはいえないであろう、さらに就取の方法別では、試験28%、縁故24.4%、既受9.8%、その他30.5%となつており、試験によるものが、縁故よりも多いことに特徴がある、ただし立寄主では試験よりも縁故の方が僅かに多く、長男以下の家族員には縁故よりも試験の方が多い状況にある、なお、父と母には一人も雇用従業者はいない、

(ii) 賃金額(表Vノー19)

これら従業者の賃金額についてみると、10,000円～15,000円の層が最も多く34.9%を占め、つぎが7,500円～10,000円の層で17.1%、この両者の合計で52%と半数以上を占めているのである、これについては5,000円～10,000円の層と15,000～20,000円の両者が13.6%ずつで、20,000～25,000円が続いている、5,000円以下は4.9%である、比較的高級の方では25,000～30,000円に3人、30,000～40,000円に2人あるだけで、いずれも立寄主である、立寄主以外の家族員では20,000～25,000円が最高でこれが1人、15,000～20,000円が1人で、他はすべて15,000円以下である、

4 生活環境（住居状態）

地区の一般生活環境については、地区概況においてもふれたがここでは、とくに住居状態について調査の結果を概説する。

(1) 所有関係と住居形態（表VII-1）

所有関係を持家と借家別にみると、持家62.2%対借家37.8%という割合である。借家は公営が大部分で、私営が少なく、給与はゼロである。住居形態は一戸建が大部分で、間借が、3軒未満の長屋が2棟あるだけである。アパート・築およびその他の形態は皆無である。

(2) 住居空間（表VII-2, VII-3, VII-4, VII-5）

(1) 部屋数についてみると、3間の世帯が最も多く24.8%であり、ついで2間と6~10間がともに19.3%、4間15.8%、5間14%、の順で、1間だけが6.1%、11間以上が1世帯となっている。同居世帯員数別にみると、1人世帯では1間が多く、ほかは2間、4間、6~10間と分れているが、11間以上の部屋数をもつ借家1世帯は、それが1人世帯で占めているという特異な形態がみられる。2人世帯では2間と3間が多く、3人世帯では2間と4間が多く、4人世帯では3間と6~10間、5人世帯では6~10間が多い。8人世帯は1世帯だけであって2~10間、9人世帯は2世帯で5間と6~10間である。家族員6人で1間だけというのが1世帯みられる。また家族員7人で2間というのが2世帯、6人で3世帯みられる。

(2) つぎに世帯別に住居状況をみると、11~20畳に住居している世帯が最も多く48.2%を占め、以下、21~30畳20.2%、5~10畳19.3%、31畳以上9.7%、4.5畳以下2.6%の順で、11畳以上で約8割を占めている。同居家族員数別に世帯数をみると、1人世帯は各段階に亘っており、2人世帯以上はすべて5~10畳以上であるが、2人世帯では11~20畳が最多であり、3人世帯では11~20畳と5~10畳が多く、4人世帯以上では11~20畳の段階が多いが、8人、9人世帯では21~30畳(2) 31畳以上1である。なお1~4.5畳は1人世帯のみ(3世帯)である。

以上、住居形態、部屋数、畳数などからみて、住居に関しては、のちに生活欲求や社会的要求のなかで指摘されているように、問題を多分に含んでいる。

(3) つぎに住居空間に関する事項として建坪をみると、調査票に記入されたところによれば、5~9坪と20~30坪が同数で各24.6%を占め、以下15~19坪14.9%、10~14坪13.1%、31~50坪7.9%、51坪以上5.3%で4坪以下はない。

(4) さらに住居構造は、殆んど普通木造であって、他には仮小屋が2あるのみである。

(5) その建築年数では、昭和26~30年が最も多く32%で、以下、明治年間20%、大正年間15%、昭和10年14%

%の順で、50年以上を越えたものが35%以上で、これらは老朽化している住居と思われる。昭和26年以後に建築のものに、仮小屋を棟が含まれており、昭和30年以後に建築された普通木造は僅かである。

(3) 家賃・間代(表VII-7)

家賃・間代を支払っている世帯は3ノで、うち1,000円以内が30世帯、3,000~4,000円が1世帯という内訳である。

(4) 宅地の状況(表VII-8, VII-9, VII-10)

まず宅地の所有関係を見ると、所有地の比率の高いことは、市家の比率の高いことと一致した状況である。その広さは、50~99坪が最も高率で25.4%を占め、以下30~49坪、10~19坪、100坪以上、20~29坪の順で、9坪以下は僅か1.8%である。地代を支払っているものの実数19と回答されているが、その地代はすべて2500円以下である。

(5) 住居設備状況(表VII-11, VII-12, VII-13)

(1) まず用水設備についてみると、水道の設備のある世帯数は全世帯数の僅か9世帯にすぎなく、うち専用が6である。井戸は90%強に設置されており、うち73%は専用である。合計は96.5%があり、89%まで専用である。排水設備は99%まであるが、不良が58%を占めている。便所は98%強設備し、専用が87%弱である。風呂は78%設置され、専用は62%強である。以上の設備は大部分 用であるが、

水道を除き10%乃至17%程度を1~5軒で共用している。

この地区での問題は排水設備の不良の多いことであろう。

(ロ) 光熱利用状況を見ると、都市ガスは防府市自体に設置されていないから、もちろん利用されていないが、反面、プロパンガスが82.5%利用されており、併せて薪炭が22.8%利用され、このほかでは電熱7%、石油コンロ2.3%と僅かに利用されている。

(ハ) 電灯数では、4灯が最も多く24.6%、ついで5灯の15.8%であり、以下1灯14%、3灯11.4%、6灯9.6%、2灯7%、7灯5.3%、10灯4.4%、8灯2.6%、9灯1.8%、11灯以上0.9%の順である。1灯が14%もあることは、2部屋の世帯で1灯がかなりあるものと考えられる。

5 生活水準

(1) 世帯収入(表VIII-1の1)

各世帯の収入状況を合計で見ると下表のとおりである。表示のように、30,000円以上が10.6%にすぎないが、あとの89.4%は30,000円以下で、20,000円以下が65.5%を占め、10,000円以下が21.1%となっている。

収入階層	4999円未満	5000~7499	7500~9999	10000~14999	15000~19999	20000~24999	25000~29999	30000~39999	40000~49999	50000円以上
世帯数	4	10	10	19	31	19	8	7	4	1
比率	3.5	8.8	8.8	16.8	27.6	10.8	7.1	6.2	3.5	0.9

最も多い15,000～20,000円の階層前後すなわち10,000円から25,000円の層を合計すると61.2%を占めており、収入階層区分を大きく分けると、このような状況である。以上の収入を世帯員数別にみると、1人世帯では15,000円以上の収入ある世帯はなく、7,500円までが大部分である。2人世帯では、20,000円以上の収入ある世帯はなく、7,500円から15,000円までの層が3分の2を占めている。3人世帯では9割が7,500円から25,000円までの層に分散し、4万円台のものが1人世帯いる。4人世帯では84%までが10,000円から25,000円までの層に分散し、5人世帯と6人世帯では10,000円以下の層はなく、7人世帯では15,000円以下の層はなく、5万円以上の収入ある1人世帯はこの7人世帯である。

(2) 収入形態(表Ⅷ-2)

収入を単一収入形態と複合収入形態とに分けて、その合計をみると、113世帯のうち前者は48.7%(55)、後者は51.3%(58)という割合である。これを収入源の形態別にみると、収入源の累計は186であるが、そのうちわけは、勤労収入が45.1%で最も多く、ついで事業収入35.1%、財産収入1.1%、扶養・仕送り2.1%などがあり、このほか社会保障関係の恩給、傷病・休業手当金、福祉年金、生活保護などの合計が16%となっている。単一収入形態の収入源では、その62%が勤労収入であり、31%は事業収入であって大部分を

占め、他は恩給1、扶養仕送り1、生活保護2世帯である。複合収入形態では、主として勤労収入が32世帯(28.3%)、主として事業収入が24世帯(21.2%)が大部分を占め、このほか生活保護を主としているのが2世帯(1.8)である。財産収入を主としている世帯はなく、それは主として事業収入形態に複合している。勤労収入を主とする形態は、事業収入との複合が多く、また事業収入を主とする形態は、勤労収入との複合が多い。それに社会保障関係などの収入が加えられている。以上によつて、この地区の収入が勤労収入と事業収入に依存していることが分り、社会保障関係の収入も金額は別として無視できない状況にある。

(3) 世帯支出(表Ⅷ-1の2、Ⅷ-3、4、5)

(1) 各世帯の支出状況を、支出階層別に合計でみると下表のとおりである。これによれば30,000円以上の支出階層は8.8%で、あとの81.2%は30,000円以下で、このうち

支出階層	4999円未満	7499	9999	14,999	19,999	24,999	29,999	39,999	49,999	50,000以上
世帯数	3	9	8	27	26	17	14	6	3	1
比率	2.6	7.9	7.0	23.7	22.8	14.9	12.3	5.3	2.6	0.9

10,000円以下は17.5%、20,000円以下は64%を占めている。また、支出の多い10,000円から25,000円までの3階層の計は61.4%を占め、大別してこのような区分を示している。これを世帯員数別に世帯支出状況を見る

と、1人世帯では15,000円以上の支出は無く、9人世帯では20,000円以下の支出はない。2人世帯では大部分は5,000円以上15,000円以下の層に分れており、3人世帯では7,500円から25,000円の間層に大部分は分れているが、4万円台と5万円台に各1世帯ある。4人世帯では10,000円から25,000円の間に分れ、6人世帯も同様であり、このように世帯員数によって、低支出層の深が移動していく。5,000円未満の支出層3世帯は1人世帯においてのみであり、7,500円未満の支出層9世帯は、1人世帯において6、2人世帯において3と分れている。

(ロ) エンゲル係数については、係数別に合計で見ると、30以下は皆無で、31～40の世帯が最も少なく僅か1.8%、66～70程度が最も多く21.5%を占め、71～75が16.1%、56～60と86以上が共に12.5%、41～50と76～80が共に9.8%である。61以上の計が68.8%、81以上の計が12.7%と係数の高いものが多い。この点からみて生活に余裕のないものの多いことが分る。世帯支出別にみると、係数86以上は25,000円以下の層であり、81～85は20,000円以下、76～80は30,000円以下、71～75も同様にある。また4万円台の支出3世帯は30から55まで各1世帯ずつ、5万円以上1世帯は41～50である。3万円台では41～70の間に分れている。このほかでは7,500～10,000円の支出の7世帯は

すべて71以上であることが目につく。職業別にみると、61以上が自営業では53.8%、雇用労働者では53%、単独労働者では80%、無職では57%で、いずれも世帯の半数以上を占めている状況である。さらに、家族員数別にみると、係数61以上が1人世帯66%、2人世帯44.9%、3人世帯65%、4人世帯80%、5人世帯73.8%、6人世帯62.5%、7人世帯52.2%という比率で占められており、なお8人世帯1は76～80、9人世帯2は66～70と71～75である。

(4) 家財道具の所有状況 (表Ⅷ-6)

家財道具のうち耐久消費財の所有状況を品目別に合計で見ると、その所有比率は電気洗濯機16.7%、冷蔵庫17.5%、扇風機12.3%、自動炊飯器49.2%、自転車78.1%、単車20.4%、ミシン46.5%、暖房器18.4%であつて、自転車と自動炊飯器の高率であることは、一般的傾向であるといえる。

(5) 新聞・ラジオ等の購読および聴視状況 (表Ⅷ-7、Ⅷ-9)

新聞を「とつている」が54.5%、時々買うが2.6%である。とつている新聞は大部分が朝日新聞、毎日新聞で地元紙は意外少ないことが特徴である。雑誌を「とつていない」のが70.1%で、とつていないのが僅か8.8%であつて、時々買うのが19.3%となつてゐる。雑誌の種類は週刊誌のほかノノ種である。新聞雑誌の購読率に対し、ラジオあるが36.8%。

テレビがあるか50%であつて、回答なしを聴視なしとみても、知識的要素のある前者よりも娯楽的要素の多い後者の方が音反率において高い。

X X X

以上、職業、労働、生活環境、生活水準などの実態からみて、この地区には低所得階層に属する諸条件をもつてゐる点事が極めて多いことは否定しえない実情がある。

6 教育と宗教

(1) 同居家族の状況について、その学歴状況をみると、まず在帯主では不就学者が25.5%(3)であるが、就学者では高小新中年が67%で最も多く、ついで小学校卒と旧中高女新高卒が共に12.5%であり、小学校中退が2.5%(3)もある。ほかに旧高専短大卒1人、旧大新大卒が1人と極めて少ない。配偶者では高小新中年が74.4%を占め最高率であり、旧中高女新高卒が12.8%、小学校卒が11.6%がある。父と母は例れも高小卒以下である。以上のほかの家族員には40人の未就学者があり、これを除く206人についてみると、小学校在が12.3%、新中在が11.2%、新高在が4.8%計131人を占め、ほかに高小新中年が9.3%、43人、旧中高女新高卒が5.6%、26人などで大部分を占めている。ほかに各種学校卒2人あるが、短大、新大卒または在学者は1人もいない。以上の状況から後述の意識調査においては、教育の向上という問題が指摘されている。

(2) 宗教(表Ⅷ-12)

在帯主、配偶者とも圧倒的に真宗が多く、ほかに僅かながら禅宗と天理教がある。伝統的な真宗の地盤であるところに特徴がある。

7 別居家族の状況(表1-2, II-3, II-4, II-3, II-5, V-6, V-7, V-8, VI-2)

別居家族の状況は、便宜的に一括して概説する。

(1) この地区の他出人口とみられる別居家族の人口は合計108人であつて、男が49人、女が59人で、43.8%対56.2%となる。家族数は42となつてゐる。年令別人口構成をみると(男の年令不明を除く)男女ともに20~29が最も多く、32.5%と44.1%を占めている。ついで男女とも30~39、40~49の順で多い方である。14才以下は皆無、60才以上は女に1人だけであつて、15才から59才に集中していること、合計で少ない男の方に15~19では男が女よりも多いことなどが特徴的である。家族員数の構成では、1人家族が40.5%(17)を占めていることが目立ち、ほかには2人家族21.9%(9)、4人家族10.7%(7)、6人家族14.3%(6)、3人家族2.1%(3)の順であり、5人家族と7人家族以上は皆無である。さらに就別では、在帯主はもろろんゼロで、父母もゼロであり、長男、長女の計が32.1%、次男、次女以下男女の計が31.6%、この両者の計で63.7%を占め、その他の男女計で30.4%(このうち兄弟、姉妹が23.1%)となつてゐる。以上のように年令構成と親族構成とは相対応している。

(ロ)配偶関係をみると、配偶者ありが27人(71%)と、多数であることが特徴である。死別、離別による配偶者なしは僅か3人である。その結婚形態は、見合67人(82.7%)に対し自由14人(17.3%)、前者の方が遙かに多く、そして同居家族の場合よりもやや高率である。

(ハ)別居家族の居住地分布の特徴をみると、不明を除き、同和地区が5人(48.1%)、一般地区居住が55人(51.9%)で、後者の方が僅かに多い。同和地区居住のうち同一地区と他の同和地区では、後者の方が遙かに多く、その84%までが同県内である。一般地区居住のうち同県内が26人に対し、他県が29人で、やや多く、外県に亘っている。なお、一般地区居住のうち長男以下の男子、長女以下の女子が63.6%を占めている。

(ニ)別居時期をみると、すべてが昭和期に入ってからであって、大正期以前は皆無である。昭和10年までに7人、11年～15年までに6人、16年～20年に6人、21年～25年に12人、26年～30年に18人、31年～35年に25人、36年以後34人であって、大部分は終戦後であるが、昭和26年以降の10余年間で71%を占めており、とくに36年から3年以内の高率であることが目につく。家族員の地位別でも大体同様の傾向である。

別居の理由としてあげられているものに、結婚が最も多く60.2%を占め、ついで就職の33.3%で、計93.5%に収まっている。ほかに就学2人、家庭事情1人、病気入院中1人、それに変ったもので勤当1人、不明2人がある。

8 地域活動について

地域活動としては、保健福祉活動、文化活動、生産的活動の3項目に別れているが、はじめに保健福祉活動についてみると、その概況は下記の通りである。

1. 保健福祉活動(表IX-1, IX-2)

この地区の住民の保健福祉活動に対する知識・関心の程度をみると、害虫駆除25.5%、保健福祉活動24.6%となっているが、その他は清掃1.8%、便所改良4.4%、食生活改善3.5%、台所改善0.9%となっていて、何れも10%以下であり、その知識に乏しく関心の程度が低いことが明らかにされている。

つぎに害虫駆除について参加経験、参加家族員、参加の仕方についてみると、参加経験のあるものの24.6%、主な参加人員は世帯主53.3%、参加の仕方では個人14.0%となっている。このほか便所改良について参加経験のあるものの3.5%がみられるが、いずれにせよ保健福祉活動は、害虫駆除を除いては概して不活発といわねばならない。

つぎにこの地区の地域団体を通じて保健福祉活動のあり方をみると、主な地域団体の活動としては、婦人会(害虫駆除28.6%、便所改良14.3%、食生活改善28.6%)同和会(便所改良14.3%)部落会(害虫駆除14.3%)等があげられる。これによるとこの地区の団体活動としては、婦人会の活動がやや活発であるということができる。

2. 文化活動(表IX-3, IX-4)

文化活動についてみると、団体あるいは集会のあることを知って

いるのは、婦人学級32.6%、クラブ活動14.9%、レクレーション12.7%、文化活動23.7%がその主なものであつて、そのほか日本奉仕団、青年学級、健民運動、国和会、育成会運動、婦人会活動等の名があげられるが、それを知っているものは何れも5%以下である。

つぎにこれらの文化団体のあり、なしのケースをみると、ありとなっているのは、

婦人学級24.6%、日本奉仕団0.9%、青年学級2.6%、健民運動0.9%、国和会0.9%、育成会運動2.6%、クラブ活動14.0%、レクレーション3.5%、婦人会活動3.9%となつており、婦人学級とクラブ活動がかなりの比重を占めているに過ぎない。

つぎに以上の婦人学級とクラブ活動の参加家族員をみると、婦人学級では、世帯主5.2%、配偶者34.5%、父母1.7%、子供3.4%となつており、クラブ活動では世帯主3.4%、配偶者21.1%、子供3.4%となっている。さらにその参加の仕方を見ると日本奉仕団を除いては、ほとんど団体に限られている。なおこの地区における文化活動団体としては、婦人学級、青年学級、育成会、健民運動、クラブ活動、婦人会活動、レクレーション等があげられる。

以上によると、この地区における文化活動としては、婦人の活動にややみるべきものがあるが、その他の活動は概ね低調であつて、保健福祉活動と比べて大差ないものといえるだろう。

3. 生産的活動(表IX-5、IX-6)

生産的活動についてみると、その事実を知っているものは、農業

(5P)

技術改良7.9%、共同化促進4.4%、農機具共同化1.8%、土地改良2.6%、農業視察0.9%、生産活動32.5%となっている。またそのありなしをみると、ありと記入されているのは、農業技術改良の4.4%、共同化促進の3.5%、農機具共同化の0.9%、土地改良の2.6%、農業視察の0.9%、生産活動の4.4%であつて何れも5%以下である。

つぎにその参加家族員をみると、農業技術改良の世帯主21.0%、子供5.3%であり、その他は世帯主のみに限られており、その比率は、共同化促進21.0%、農機具共同化5.3%、土地改良15.8%、農業視察5.3%、生産活動26.3%となっている。

つぎにその参加の仕方を見ると、個人と団体に同様のものは、共同化促進、生産活動のみであつて、その他は団体に限られており、全体を通じて5%以下という低調さである。

なおこの地区における生産的活動団体としては、農協、実行組合、農手組合等の名があげられる。

以上によると、この地区における生産的活動は農業部門に限られており、その上にこの地区における農家女ノヤ当り3.5反歩というオコ種兼業の零細農家であるために、熱意も乏しく、その活動は今なお不活発であるといわねばならない。

4. 生活福祉について

生活福祉は、生活保護、福祉年金、公的貸付金制度、火災保険、生命保険、(簡易保険、養老年金を含む)、講(無尽、頼母子講)の6項目に分けられているが、その概要は下記の通りである。

(5P)

(表IX-7, 8, 9, 10, 11, 12,)

1. 生活保護についてみると1/14世帯のうち、現在保護を受けているものは10世帯8.8%であり、以前受けたことがあるものは9.6世帯8.4%となっている。

これによると現在うけているものと比べて、以前うけたことがあるものの比率が極めて高くなっているが、その理由は昭和26年の大暴風雨のための佐賀川が決壊し、この地区の大半が流失し、生活難に陥ったことによるものである。それにしても現在うけているもののみ8.8%という比率も全国平均と比べてかなり高いといえるだろう。

2. 福祉年金についてみると、現在受給、利用しているものは12世帯で10.5%となっており、この率はかなり高い。

3. 公的貸付金制度についてみると、

世帯更生生活資金が世帯7%となっており、その他の公的資金はみられない。

4. 火災保険についてみると、現在加入しているものは2/世帯18.4%であって、その加入率は比較的高くなっているが、その理由は過去において火災を生じたにがい経験によるものといえるだろう。

5. 生命保険(商売、養老年金)についてみると、現在加入しているものは47世帯で、42.9%となっており、加入人員の内訳をみると世帯主25人、配偶者5人、父母1人、子供21人、その他2人計64人となっている。これによるとその加入状況はかなり良好であるといえよう。

6. 葬についてみると、

預母子葬26世帯(18.4%)

互助会6世帯(5.3%)

葬組葬2世帯(1.8%)

葬葬葬1世帯(0.9%)となっている。そのうち預母子葬は、掛金500円8世帯(7.0%)、1000円以上13世帯(11.4%)となっており、この地区の相互扶助的な金融機関としてある程度の役割りを果たしている。

なお加入者の親族をみると、世帯主14人(12.3%)、配偶者7人(6.1%)となっている。

つぎに以上の葬(預母子葬・互助会・葬組葬・葬葬葬)加入の目的は、

金融、積立、営業資金、家庭改修、家財購入、生活費、結婚資金、教育費等に利用するためであるといわれている。

7. 社会保険の加入状況についてみると、その概要は下記の通りである。

1. 健康保険

世帯主	配偶者	子供	その他の家族員	合計
24人(27.9%)	15人(17.4%)	38人(44.2%)	9人(10.5%)	86人(100%)

2. 日産保険

世帯主	配偶者	父母	子供	その他の家族員	合計
13人(31.6%)	10人(24.4%)	16人(39.1%)	2人(4.9%)	4人(10.0%)	45人(100%)

3. 国民健康保険

世帯主	配偶者	父母	子供	その他の家族員	合計
-----	-----	----	----	---------	----

59人(23.2%) 46人(18.1%) 13人(5.1%) 109人(42.7%) 27人(10.6%) 25人(100%)

二 国民年金

世帯主、配偶者 父母 子供 その他の家族員 合計
33人(32.7%) 46人(41.3%) 11人(29%) 17人(15.6%) 9人(8.1%) 111人(100.0%)

以上のケースのうち保険についてみると、3つの保険の被保険者の世帯主は合せて24人となっており、これはこの地区の世帯主114人の54.2%に当り、今般お若干の未加入者がみられるが、それにしてもその状況はそれ程悪くはないといえるだろう。また国民年金の世帯主22.7%も同様の成績と思われる。

すなわちこれによると、この地区における生活福祉の状況は、保健福祉の状況と比べてかなり差んでいるといえよう。その中でも火災保険・生命保険・社会保険の加入率がかなり高く、保険に対する関心の程度がうかがわれることは、それだけ生活意識の向上を意味するものといえるが、その半面において、この地区が劣悪な立地条件のために、国治以前よりしばしば水害や火災に襲われた苦い経験によるものと思われる。

3. 心身状態についてみると、

異状あるものは、世帯主10人、配偶者2人、子供4人、その他の家族員1人合計17人となっており、これはこの地区の総人口6.6%に当る。

つぎにその内訳をみると、

身体障害世帯主5人、配偶者1人、子供1人、その他の家族員1人合計8人。

精神薄弱子供1人、セキズイ病子供1人、リエーマチス子供1人

小児マヒ世帯主1人、精神病世帯主1人、療養中世帯主3人、配偶者1人となっている。

10. 生活意識について

生活意識に関する調査は、吉敷本郷地区114世帯の世帯主について行われた。その概要は下記の通りである。

1. あなたは現在の職業を今後も続けていくつもりですか、それともやめたいと思つていますか、という問いに対する答は(表Ⅴ-2) 将来とも続ける51.4%、いまのところ続ける他はない48.6%、早くやめたい6.7%となっている。なおこの中で、主な職業についてみると、その状況は下記の通りである

	将来とも続ける	いまのところ続ける他ない	早くやめたい
農 業	42.3%	57.7%	0
製造業	50.0%	0	50.0%
商・サービス業	53.3%	46.7%	0
その他の自営業	60.0%	40.0%	0
事務係労働者	83.6%	15.4%	0
技術系労働者	100.0%	0	0
失対労働者	0	66.7%	33.3%
一般労働者	40.0%	53.3%	6.7%

以上によるとこの地区の世帯主の職業に対する意識は、全般的には比較的安定性を保っている。さらにこれを主な職業についてみると、将来とも続けるでは商・サービス業53.3%、その他の自営業

60.0%、事務系労働者84.6%、技術系労働者100.0%の比率が高く、またいまのところ続ける他ない農業57.7%、失対労働者66.7%、一般労働者53.3%の比率が高い。この中で注目されるのは農業生活者の中にいまのところ続ける他ないが高い比重を占めていることである。また失対労働者についてみると早くやめたいが33.3%を占めていることも注目に値する。

2. もしあなたが現在の職業をかえるとすれば、どんな職業を選びますか、という問いに対する答をみると(表Ⅳ-22)

1/4世帯中わずかにク世帯(6.1%)だけ職業をかかわりたい意識がある。その内訳は、製造業の1人は事務系労働者に、商・サービス業者の2人は、その他の自営業に、1人は事務系労働者に、単純労働者の1人は商・サービス業に、2人は失対から一般単純労働者になっている。これによるとこの地区の転居の希望者は少なく、その職業はかなり安定していることがわかる。

3. あなたは現在お住いになっている場所に今後引続いて住われるつもりですか、それとも転居したいとお考えですか、という問いに対する答を各年代に別けてみるとその状況は下記の通りである(表Ⅴ-7)

- (1) 将来とも住む、では昭和年間52.2%、大正年間50.5%、戦前戦中40.0%、戦後33.3%となっており、昭和年間、大正年間ほど古くから住んでいる世帯主の比率がかなり高い。
- (2) 今のところ住む他はない、では昭和年間37.0%、大正年間50.0%、戦前戦中40.0%、戦後46.7%となっており、このケースは大抵において平均している。

- (3) できるだけ早く転居したい、では昭和年間5.4%、戦前戦中20.0%、戦後13.3%となっており、(4)近く転居する、では昭和年間1.1%となっている。

つぎに以上のケースを年齢別にみるとその状況は下記の通りである。

- (1) 将来とも住む、25才未満50.0%、30才50.0%、40才44.8%、50才42.1%、60才47.6%、70才81.8%、70才以上60.0%。
- (2) 今のところこゝに住む他はない、30才50.0%、40才41.4%、50才50.0%、60才42.9%、70才7.1%、70才以上40.0%。
- (3) できるだけ早く転居したい、25才未満50.0%、40才10.3%、50才7.9%、60才9.5%、70才9.1%。
- (4) 近く転居する、40才3.5%。

以上によると(1)・(2)のケースとともにその年齢別は大抵において平均しており、安定性を保っていることがうかがわれる。(3)のケースでできるだけ早く転居したいとあるのは20才未満1人にすぎない。

なお以上のケースを世帯主の経営別にみると、その状況は下記の通りである。

- (1) 将来ともに住む自営50.0%、雇用41.2%
単純51.5%、無職62.5%
- (2) 今のところこゝに住む他はない、自営36.5%、雇用47.0%
単純45.5%、無職25.0%

(3) できるだけ早く転居したい、自営ノ3.5% 雇員5.9%、

単純3.0%、無職ノ2.5%、

これによると経営別にみた世帯主の意欲は、各ケースとも大きな変化はみられないが、あえていえばできるだけ早く転居したいのケースで自営ノ3.5%とあるのは注目される。

4. もしあなたが、現在お住いの場所から転居するとすればどこを選びますか、という問いに対する答は(表V-10)

回答数は僅か23世帯、県内、県外を問わず、国和地区を選んでいるものは皆無であつて23世帯のすべては一帯地区となつている。居住年代別では昭和年間からのものが15世帯に対し、昭和年代のみ世帯となつている。年齢別では40才台と50才台で計17世帯となつている。また職業別では自営業が13世帯、単純労働者7世帯となつている。なお県内、県外別では県外よりも県内の方がはるかに多い。

5. 義務教育終了前の子供のいる家庭について、あなたのお子様には、将来義務教育以上の教育(高校以上)を受けさせるつもりですか、それとも早く就職させるつもりですか、という問いに対する答をみると(表X-1)

進学させる、54人72%、就職させる、21人28%となつており、その内訳は進学させるでは男31人52.3%、女23人42.7%となつており、就職させるでは男9人43%、女12人57%となつている

つぎに進学と就職にわけて理由をみるとその状況は下記の通りである。

進学させるでは、

将来のため	男 32.3% 女 17.3%
人として教養を高めるため	男 3.2% 女 17.3%
結婚によい条件	男 0 女 13.0%
進学能力があるから	男 3.2% 女 4.4%
国和地区発展のため	男 3.2% 女 0
高校は普通教育と考える	男 3.2% 女 8.7%
将来の生活向上のため	男 12.9% 女 4.4%
人格・地位向上のため	男 3.2% 女 4.4%
子供の幸せのため	男 0 女 4.4%
立派な社会人にしたい	男 9.7% 女 4.4%
良い人間を作るため	男 6.5% 女 17.3%
良い職業に就かせるため	男 22.6% 女 4.4%

つぎに就職させるでは、

家計のため	男 55.6% 女 50.0%
生活困難のため	男 33.3% 女 33.3%
自営させたい	男 0 女 8.3%
進学能力ない	男 11.1% 女 0
結婚への常識涵養のため	男 0 女 8.3%

以上によるとこの地区では、就職させると比べて進学させるの比率はめなり高く、教育に対する関心はだいに集まりつつあることを示している。

つぎに進学させる理由についてみると、その主なものとしては、将来のため男 2.3% 女 1.3% 、良い職業に就かせるため男 2.6% 女 4.4% 、将来の生活向上のため男 1.2% 女 4.4% 、良い人間を作るため男 6.5% 女 1.3% などがあげられる。また就職させるについてその主な理由をみると家計のため男 55.6% 女 50.0% 、生活困難のため男 3.3% 女 3.3% 等があげられる。なお留滞問題との関係では進学させるの中の、人として教養を高めるため、同和地区発展のため、人格・地位向上のため、立派な社会人にしたいなどが注目される。

11. 社会意識について

社会意識に関する調査は吉敷本郷地区（地区内）と旧本郷村（地区外）の二つの側面から行なわれた。地区内においては $1/14$ 世帯について調査を、地区外においては $6/3$ 世帯を対象として抽出調査が行なわれている。調査はアンケートの方法が採用された。この調査の要旨を示すと下記の通りである。（表Ⅹ-3）

1. 地区の神社やお寺などの昔からの行事や伝統は、できるだけ今日でも残しておく方がのぞましい、という問いに対する答をみると地区内では大いに賛成 8.8% 賛成 78.1% 、反対 2.0% 、わからない回答なし 6.1% となっており、これに対して地区外では、大いに賛成 20.6% 、賛成 74.6% 、反対 4.8% となっている。

これによると地区内では大いに賛成 8.8% という低率に対して地区外では 20.6% というかなり高率を示していることと注

目される。

2. 結婚や葬式などは、昔のしきたりにしたがって、今日でも盛大にすることがのぞましい、という問いに対する答をみると、地区内では大いに賛成 0.9% 、賛成 21.1% 、反対 62.5% 、絶対反対 1.5% 、わからない、回答なし 0% となっており、これに対して地区外では大いに賛成 1.5% 、賛成 20.6% 、反対 68.3% 、絶対反対 2.5% となっている。

これによるとこのケースに対する意識は共通的であって、ほとんど差は見られない。

3. 貧富の差を生ずるのは、個人の能力や勤怠さによつてではなく生まれや身分などによつて左右されるのである、という問いに対する答をみると、

地区内では全くその通り 7.6% 、その通り 23.7% 、ちがう 52.9% 、絶対ちがう 1.8% 、わからない回答なし 12.0% となっており、

これに対して地区外では全くその通り 0 、その通り 3.2% 、ちがう 58.7% 、絶対ちがう 36.1% となっている。

これによると、全くその通りとその通りのケースは、地区内では 31.3% となっているのに対して、地区外ではわずかに 3.2% にすぎない。その反面においてちがう絶対にちがうのケースをみると、地区内 54.7% に対して、地区外は 76.8% という高率を示している。このことは吉敷本郷地区の人々がいまなお差別意識に囚われているともいえるし、その半面地区外の人々の意識が、かなり近代化しているともいえるだろう。

么、自分がやりたくないことでも、業種のある人からたのまれたときは引き受けなければならないという問いに対する答をみると、

地区内では大いに賛成の、 9% 、賛成 36.3% 、反対 48.1% 、絶対反対 5.3% 、わからない回答なし 7% となっており、これに対して地区外では大いに賛成 3.2% 、賛成 19.3% 、反対 58.7% 、絶対反対 15.7% 、わからない回答なし 3.2% となっている。

このケースも大体3のケースと同様の傾向を示している。すなわち大いに賛成、賛成では地区内 37.2% に対して地区外 22.5% となっており、また反対、絶対反対では地区内 53.4% に対して地区外 74.6% となっている。それだけ地区の人々が無難人骨に厚いともいえるし、またその裏においては半封建的であるともいうべきか。

以上の社会意識を職業別（自営、雇用、単純、無職）に別けて、地区外と地区内の世帯主についてみると、その概況は下記の通りである。（表Ⅴ-4）

1のケースについてみると、最も多いのは、地区内では大いに賛成自営 6 人、賛成自営 43 人、反対単純 4 人となっており、地区外では大いに賛成雇用 6 人、賛成自営 25 人、反対自営、雇用、無職各 1 人づつとなっている。

2のケースについてみると、最も多いのは、地区内では大いに賛成自営 1 人、賛成自営 13 人、反対自営 36 人、絶対反対単純 3 人となっており、地区外では大いに賛成自営 1 人、賛成自営 6 人、

反対自営 2 人、絶対反対自営、無職各 1 人づつとなっている。3のケースについてみると、最も多いのは、地区内では全くその通り自営 6 人、その通り単純 1 人、ちがう自営 34 人、絶対ちがう単純 2 人となっており、地区外では、その通り無職 2 人、ちがう自営 18 人、絶対ちがう自営 12 人となっている。

4のケースについてみると、最も多いのは、地区内では大いに賛成自営 1 人、賛成自営 2 人、反対自営 25 人、絶対反対自営 3 人となっており、

地区外では大いに賛成自営、無職各 1 人づつ、賛成自営 8 人、反対自営 19 人、絶対反対雇用、無職各 4 人づつとなっている。

以上によると各ケースとも地区内と地区外を通じて、自営が多くみられる。その理由は、この調査の対象人口の中に自営が多いことによるものであろう。したがってその意味では自営業者の意識は、大体において相共通しているといえるだろう。

つぎに前記の社会意識について、地区内と地区外に別け、居住年数別（明治年間、大正年間、昭和前戦中、昭和戦後）にみると、その概況は下記の通りである。（表Ⅴ-5）

1のケースについてみると最も多いのは、地区内では大いに賛成、賛成、反対ともに明治年間であり、地区外では大いに賛成、昭和前戦中、昭和戦後となっており、賛成昭和前戦中、反対昭和戦後となっている。

2のケースについてみると最も多いのは、地区内では大いに賛成明治年間、賛成明治年間、反対明治年間、絶対反対明治年間となっており、

地区外では賛成昭和戦後、反対昭和戦前戦中、絶対反対昭和戦前戦中となっている。

3のケースについてみると最も多いのは、地区内では全くその通り、その通り、ちがう、絶対ちがうともに明治年間であり、

地区外ではその通り昭和戦後、ちがう昭和戦前戦中、絶対ちがう大正年間、昭和戦前戦中となっている。

4のケースについてみると最も多いのは、地区内では大いに賛成、賛成、反対、絶対反対とともに明治年間となっており、地区外では大いに賛成大正年間、昭和戦前戦中、賛成、反対昭和戦前戦中、絶対反対大正年間、昭和戦前戦中、昭和戦後となっている。

以上によると各ケースを通じて、地区内では明治年間が多く、地区外では大正年間以後が多くみられる。その理由はこの調査の対象人口に、地区内では明治年間が多く、地区外では明治以後が多いことによるものとみられる。

つぎに前記の社会意識について、地区内と地区外に別け、世帯主の学歴別（不就学、小学校、高小、新中、旧中、高女、新高、旧高専、短大、旧大、新大、新大、各種学校）にみると、その概要は下記の通りである。（表五-6）

1、2、3、4の各ケースとも、地区内では高小、新中が最も多く、地区外では旧中、高女、新高、高小、新中などまちまちとなっている。これは地区内と地区外の教育程度の違いを示すものである。したがってこのケースはあまり参考にはならない。

つぎに前記の社会意識を年齢別に別けてみると、その概要は下記の通りである。（表五-7）

外

四

1のケースについて最も多いのは、地区内では大いに賛成40才、賛成50才、反対40才50才、となっており、

地区外では大いに賛成60才、賛成40才、反対30才、40才、50才となっている。

2のケースについて最も多いのは、地区内では大いに賛成70才以上、賛成50才、反対50才、絶対反対50才となっており、地区外では大いに賛成60才、賛成50才、反対70才、絶対反対30才となっている。

3のケースについて最も多いのは、地区内では全くその通り50才、その通り40才、50才、60才、ちがう50才、絶対ちがう40才、50才となっており、

地区外ではその通り40才、ちがう60才、絶対ちがう40才、50才となっている。

4のケースについて最も多いのは、地区内では大いに賛成60才、賛成50才、反対50才、絶対反対40才、50才、70才となっており、

地区外では大いに賛成30才、70才、賛成50才、反対40才、60才、絶対反対40才、50才となっている。

これによると地区内地区外ともに各ケースを通じて、その年齢別による意識はまちまちであって、特に参考とするに足りない。

なおこの調査については各ケースを通じて、わからない回答はしか地区内では6人〜7人、地区外では1、2人みられる。

12 人権意識について

人権意識についての調査は、社会意識についての調査と、同じ方法をおこなわれた。その概要は下記の通りである。

1. 人は「生まれや取柄によって差別してはならない」と憲法に定められていますが、あなたは世間一般で、このことが守られていると思いますか、という問いに対する答をみると、(表Ⅹ-8)

地区内ではかなり守られている、27%、あまり守られていない28.2%、無視されている44.8%、となっており、

地区外ではかなり守られている26.2%、あまり守られていない33.8%、となっている。

これによると、地区内ではかなり守られているが27%の比率を示していることも注目されるが、より以上の問題点は地区内で無視されているが36.8%という高い比率を示していることである。

2. 「結婚にあたって、人は相手を自由にえらべる」と憲法に定められていますが、あなたは世間一般でこのことが守られていると思いますか、という問いに対する答をみると、

地区内ではかなり守られている10.5%、あまり守られていない46.6%、無視されている42.8%となっており、

地区外ではかなり守られている26.2%、あまり守られていない22.2%、無視されている51.6%となっている。

これによると地区内と地区外とではかなり守られている、あまり守られていない、無視されていると著しい相違を示してい

る。すなわち地区内では結婚についての意識は、まったく反対の傾向を示しているといつてよい。

以上で明らかのように1,2のケースともに地区内では憲法の規定が守られていないことを明らかにしているが、地区外ではこの点に対する考え方はそれほど差別的ではない。

つぎに以上の人権意識の1,2のケースについて、地区内と地区外に別け、世帯主の年齢別をみると、その概要は下記の通りである。(表Ⅹ-9の1,Ⅹ-9の2)

1のケースについては最も多いのは、

地区内ではかなり守られている50才以下、あまり守られていない50才以上、無視されている40才以上となっており、

地区外ではかなり守られている40才以上、あまり守られていない60才以上となっている。

2のケースについては最も多いのは、

地区内ではかなり守られている50才以下、あまり守られていない40才以上、無視されている50才以上となっており、

地区外ではかなり守られている40才以上、あまり守られていない30才、40才、60才ともに3人、無視されている60才以上となっている。

これによると1,2のケースとも地区内と地区外を問わず、その考え方はおちまちであって、特に注目される点は見当らない。

つぎに以上の人権意識について、世帯主の職業別(自営、雇用、専従、無職)をみると、その概要は下記の通りである。

1のケースについては最も多いのは、

地区内ではかなり守られている自営6人、あまり守られていない自営23人、無視されている自営22人となっており、

地区外ではかなり守られている自営23人、あまり守られていない自営7人となっている。

そのケースについては最も多いのは、

地区内ではかなり守られている自営7人、あまり守られていない単独10人、無視されている単独12人となっており、

地区外ではかなり守られている自営26人、あまり守られていない雇用7人、無視されている雇用1人となっている。

以上によると、1、2のケースを通じて、地区内地区外ともに自営が多くみられる。そしてその2のケースで、あまり守られていない、無視されているについては、地区内では単独が多く、地区外では雇用が多くなっていることが注目される。

つぎに以上の人権意識について世帯主の学歴別をみると、その概要は下記の通りである。(表5の1の1、10の2)

1、2のケースとともに、地区内では高小、新中が最も多く、地区外では旧中、高女、新高が多い。これは地区内と地区外の教育程度の違いによるものである。

したがってこのケースは余り参考にはならない。

なお1、2のケースを通じて地区内ではわからない回答は5、6人みられる。

13 差別問題について

差別問題についての調査は、吉敷本郷地区のみについて行なわれ

た。その概況は下記の通りである。

1、お宅ではこれまでに現在の土地に住んでいることによつて、なにか差別の苦動をご経験になったことがありますか、という問いに対してありと答えたケースは下記の通りである。(表5-1/1)

(1) 交際について、

A 近隣づきあい 5人

B PTAなどのつきあい 2人

C 脈菜上のつきあい 19人

D 友人、知人とのつきあい 5人

E 学校生活上のつきあい 3人

これによると交際関係について直接差別された経験のあるのが34人となっている。

(2) 転居について2人

(3) 就任について10人

(4) 結婚について13人

これによると2から4のケースでは結婚についての差別が13人を占めていることが注目される。

14. 生活欲求について

生活欲求についての問いを1、ニード一般と、2、行政についての希望の2つに分けて質問している。それに対する答は下記の通りである。

1、ニード一般(回答のあつたもの54世帯48%54件、回答

のないもの60世帯52%)(表X-13)

同和問題の解決促進5(9.3%)

同和教育5(9.3%)

住宅関係18(33.3%)

給付関係4(7.4%)

教育関係6(11.1%)

生活不安4(2.4%)

児童関係3(5.5%)

その他7(16.7%)

以上によるとこの地区におけるニーズは、直接同様に都市問題の解決に役立つもののみが取り上げられていることは注目に価する。

2. 行政についての希望に対する答としては、下記のようなケースがみられる。(表X-14)

同和問題の解決促進7(6.6%)

同和教育4(3.7%)

住宅関係9(8.4%)

道路関係26(24.3%)

更正資金6(5.6%)

防災関係6(5.6%)

児童遊園地の設置23(21.5%)

奨学資金5(4.7%)

田地建設4(3.7%)

社会施設の設置等4(3.7%)

取替関係2(1.9%)

収入の増加2(1.9%)

モデル地区の早急指定2(1.9%)

同和対策拒否1(0.9%)

その他6(5.6%)

以上のように行政についての希望は決して少なくはないが、これらの希望はこの地区が昭和37年度よりモデル地区事業を実施することによって、その大半は実現するものと预料せられる。たいこの中で同和対策拒否が1件見られること注目される。

15. 差別意識について

差別意識についての調査は、地区外(旧石田村)の63世帯(男35人女28人)についておこなわれた。対象人口の年齢構成、性別、職業、学歴、居住年数は(表四-1、2、3、2')。

つぎに差別意識をみると概況は下記の通りである。

1. あなたは吉敷本郷地区にどなたかお知りあいのめたがいらつしゃいますか、という問いに対する答は(表XI-4)

かなりいる男34.3% 女21%

少しいる男54.4% 女53.5%

いない男11.4% 女22.2%となっている。

これによるとかなりいると少しいるとは、その比率が合せて男88.7%女74.6%となっており、男女ともに高い比重を占めている。

つぎに以上のケースのなかで、かなりいると、少しいるについて

その交友関係をみると、実層は下記の通りである。

(1) そのかたとは現在も交際なさっていますか、という問いに対する答は(表XI-5)

頻しく交際している男34.3%女44.3%。あまり交際していない男54.4%女53.5%。

交際はない 男11.4% 女32.2%

となっている。

(2) かなりいる、少しはいるの場合それぞれはどういうことでつきあっているのでしょうかという問いに対する答をみると(表XI-5の1)

学友11人 友人1人 知人5人

近隣関係5人 会合の機会6人

職業の関係9人 団体関係4人

教師として1人 職業転1人

子供の関係1人 宗教関係2人

教育関係3人 通勤に地区を通る1人となっている。これによると最も多いのは学友関係であって、それについて職業の関係、会合の機会、知人の順となっている。

2. あなたは吉敷本郷地区をこれまでどういう地区といわれてきたかご存知ですか、という問いに対する答は、(表XI-5')
知っている62人、知らない1人となっている。これによるとわすかに1人を除くのは、この地区が差別の対照となっている地区であることを知っていることとが明らかにされている。

3. あなたは吉敷本郷地区についてこれまでお気付きになったこと

とを二、三おきかせ下さいという問いに対する答は下記の通りである。(表XI-5'')

イ. 地域について、

道路よくなった11人、普通2人、計13人

住宅よくなった12人、普通2人 まだ少し悪い1人

設備が不便な2人 計17人

環境衛生よくなった11人、普通1人、

まだ少し悪い2人、わるい1人計15人、

公共施設普通以上1人、普通1人計2人、

経済面よくなった3人、普通1人計4人、

全般的によくなった14人、普通以上1人、

普通10人、まだ少し悪い1人計25人。

これによると全般的によくなったとみてわかるように、この地区の生活環境が改善されたことを認めているものが多数を占めている。

ロ. 住民について

態度よくなった10人、普通3人、まだ少し悪い1人、

わるい1人、粗野粗暴3人。

服装よくなった9人、普通以上1人、普通3人、華美3人、

行動よくなった1人、普通2人、まだ少し悪い5人、

わるい3人、粗野粗暴6人。

犯罪窃盗多い3人、困窮心強い3人、教養低い1人。

自覚足りない1人、信仰心強い1人、

分等感強い3人、ひがみ強い3人、

虚栄心強い人、全般的によくなった人、
普通の人。

ハ、その他、貧富の差が甚だしい人。

以上によると、服装、服装などではかなり改善されたことを
認めているが、その他のケースでは今なお問題点の多いことを
指摘していることが注目される。

4. おたくでは吉敷本郷地区のどれかにつきあいの機会が生じた
場合ためらわずにつきあいをなさいますか。という問いに対す
る答は、下記の通りである。(表XI-6の(1))

(1) 日常のつきあいでは、

ためらわずに交際する男77.2% 女72.9%

交際をひかえる 男 2.8% 女 27.1% となっている。

(2) 結婚を前提にした交際では、

ためらわずに交際する男 0 女 3.6%

交際をひかえる 男71.3% 女78.6%

わからない回答は 男 2.7% 女17.8%

これによると日常のつきあいではためらわずに交際するとい
うケースが、男女ともに高い比重を占めているが、その反
面において、結婚を前提とした交際では、ほとんど反対の趣
向を示していることがうかがわれる。

5. あなたはこれまで吉敷本郷地区があるいはそこの人々が一般
から疎遠に(差別)されているとお考えですか、それとも別に

そうはお考えにはりませんか。という問いに対する答は、(表XI-7)

非常に差別されている 男 0 女 0

多少は差別されている 男 68.6% 女 50.0%

差別されていない 男 31.4% 女 50.5%

となっている。

これによると非常に差別されているというケースはまったくみ
られず、また多少は差別されているというケースにしても、その
比率はそれ程高いとはいえない。ことに差別されていないという
ケースがかなり高い比重を占めていることは注目される。その
意味ではこの地域の人々の差別意識は、表面的にはしだいに稀薄
にはりつつあるというべきだ。

つぎに疎遠(差別)されているとすればそれは主としてつぎの
どれによるのでしょうか、という問いに対する答は、(表XI-8)

生れがちがう 男 2.4% 女 0

職業がちがう 男 2.4% 女 0

住むところがちがう 男 4.9% 女 20.0%

生活態度がちがう 男 2.4% 女 6.7%

言動が粗暴である 男 48.7% 女 20.0%

その他 男 17.1% 女 33.3%

非該当 男 17.1% 女 20.0% となっている。

これによると、その他男17.1%女33.3%、非該当男17.1%
女20.0%、等がかなり高い比重を占めており、その真相を知
ることは困難であるといえよう。がしかしその答の中で、言動が

産業である男48.7%女20.0%住むところ大ちかう男4.9%女20.0%となっていること注目される。

つぎにあなたは吉敷本郷地区について差別があることをどうしてしましたか、という問いに対する答は(表XI-9)

家庭できいた、	男44.4%	女35.7%
学校できいた、	男13.9%	女10.7%
直前できいた、	男11.1%	女25.0%
その他	男27.8%	女28.6%
非該当	男2.8%	女0

これによると男女とも家庭できいたというケースが比較的高くなっている。

つぎにあなたは吉敷本郷地区の人々をさういう点で差別されているのは仕方ないとお考えですか、それとも間違っているのでしょうか、という問いに対する答は、

当然だ、男女ともなし、
ある程度は仕方ない、男45.7%女35.7%、
間違っている 男54.3%女64.3%、となっている。

これによると当然だというケースで、男女とも0となっていることが注目される。しかしそれにしては、男女とも仕方ないというケースが、かなり高い比重を占めていることを見逃してはならない、またその半面において、間違っているというケースが高率を占めていることは、それだけ人権意識が高まってきたことを示すものといえよう。

6 あなたは以前と比べれば吉敷本郷地区はよくなったと思はれますか、それともあまり変わらないでしょうか、という問いに対する答は、(表XI-11)

よくなっている、	男72.2%	女64.2%
あまり変わらない、	男2.8%	女35.7%
知らない	男0	女32.2%

これによるとよくなっているという比率が極めて高いこと注目される。がしかしその半面において、あまり変わらない、知らないというケースの中で女の比率が高いことを見逃してはならない。

つぎに吉敷本郷地区がよくなったこと、悪くなったことの真相については下記の点を指摘している。(表XI-11')

(1) 良くなったこと、

教育の向上	4.7%	環境衛生	9.4%
環境	3.9%	労働感かうすれつがある	1.6%
物質面の向上	3.9%	精神面の向上	1.6%
生活状態	14.8%	生活態度	1.6%
道路	2.5%	住宅(台所)	14.1%
衛生思想向上	2.3%	取業	2.3%
教養	3.1%	テレビの普及	0.8%
長欠児童がなくなつた	0.8%	風病(トラコーマ)が少なくなった	1.6%
悪(子供の態度)	3.1%	言封一言葉	2.8%
暇	5.4%	礼儀	2.3%

交 際 0.8%、 向上意識の昂揚 0.8%

佐党を組んで行動することになった 0.8%

(2) 悪くなったこと、

少年の窃盗 20.0%、 生活保護の需要 40.0%

依頼心が強い 20.0%、 なお犯罪が多い 20.0%

これによると良くなったことで、10.0%以上を示しているケースに、生活状態、道路、住宅、(台所)をあげて、生活環境が改善されたことを指摘している。しかしその反面、悪くなったこととして少年の窃盗、生活保護の需要、依頼心が強い、なお犯罪が多い等がかなり高い比率を示していることは注目されねばならない。

ア 国や府県、市町村などでは吉敷本橋地区などのそうした差別の状況をはくするため、この問題を特別に取り上げ、補助金などをだしていろいろな対策を講じるようにはりましたが、その必要があるでしょうか、という問いに対する答は、

大いにある 14.3%

ところによってある、33.3%

なし 52.4% となっている。

これによると大いにある、ところによってあるとして、その必要性を認めている比率もかなり高いが、その反面において、なしという比率がより以上に高いことは注目されねばならない。それは真にその必要を認めないのか、あるいはこのような特別対策に対する反感を意味するものか、その何れかであろう。

オ、大いにある、ところによってあるにせよ、その必要があると思えば、つぎのどの施策にそつと力を入れるのがよいでしょうか、という問いに対する答は(表XI-12)

生活環境をよくすること、5人 6.5%

貧乏をなくすること 6人 7.8%

経済を豊かにすること 2人 2.6%

教育をたかめること 35人 45.5%

人権を尊重すること 22人 28.5%

その他 7人 9.1%

以上によると教育を高めることと、人権を尊重することの2つのケースを合わせて57人74.0%という高い比重を占めていることが注目される。特にこの中で人権尊重が高く評価されていることは地区の人々の暴力行態等に対する反感を意味するものと思はれる。

カ、このような対策が示されて吉敷本橋地区、の人々の生活程度が高くなり、社会的教養が高まり、よい取業を身につけた場合には、一般からは差別されなくなるとお考えですか、それともやはり、多少は差別されるでしょうか、という問いに対する答は、

差別される 0

多少は差別される 27人 35.1%

差別されない 37人 48.1%

わからない 13人 16.8%

となつてゐる。

の 差別される。多少は差別されるとすればそれはなぜでしょう

うかという問いに対する答は、(XI-12')

昔からの習慣 35.8%

中年以上の人々の気持ちがすっきりしないから 14.3%

明治時代からの古い考えの人がある 14.3%

なんとなく 2.1%

言葉づかいをよくしないから 2.1%

言語動作が悪いから 2.1%

部落民がひかんでゐること 2.1%

児童少年に同和問題を聞かせる。

ことごとく却つて差別させるおそれがある 2.1%となつてゐる。

以上によると、昔からの習慣35.8%、中年以上の人々の気持ちがすっきりしない14.3%、明治時代からの古い考えの人がある14.3%、なんとなく2.1%計29.5%というように、差別の原因をいわゆる一般側の古い考え方によるものとしている比率が極めて高いことを指摘している。またその反面において、言葉づかいをよくしないから2.1%、言語動作が悪いから2.1%、部落民がひかんでゐること2.1%計2.1%とあげて、その原因を部落側にもとめているケースもかなりみられる。その他児童少年に同和問題を聞かせることと却つて差別させるおそれがある(2.1%)となつてゐることも注目される。

(2) それではどうすれば差別がなくなるとお考えでしょう。

という問いに対する答は、(表XI-12'')

中年以上の人を啓蒙する 22.3%

部落民の向上 22.3%

集団を分散させること 16.7%

教養を高める 11.1%

言動をよくする 11.1%

他地区の人の偏見を除去する 5.5%

時期をまつこと 5.5%

部落民自身が運動しないこと 5.5%

以上によると、中年以上の人を啓蒙する22.3%、他地区の人の偏見を除去する5.5%計27.8%というように、一般側に対する啓蒙運動の必要性を認めているケースもみられるが、その反面において、部落民の向上22.3%、集団を分散させること16.7%、教養を高める11.1%、言動をよくする11.1%、計41.2%というように、部落側に対する要望が高い比率を占めていることが注目される。またその他、部落民自身が運動しないこと5.5%となつてゐることも同様に視されるが、特に時期をまつこと5.5%については、まったく無理解というのほかはない。

10 一般に「特殊部落」あるいは「同和地区」とよばれる地区の改善は部落の人々にまかせた方がよいと思われませんか、それとも国や市(町村)がもっと努力すべきでしょうか、という問いに対する答は、とみると、(表XI-14)

住民の自主的解決にまかせる 男67.5% 女67.9%

国や市町村が解決に力を入れる 男15.0% 女21.4%

その他

男17.5% 女10.7%

となっており、

これによると住民の自主的解決にまかせるというケースが高い比重を占めており、その反面、国や市町村が解決に力を入れるということについては、極めて消極的であることが明らかにされている。けれど放任主義ともみられるし、あるいは養子を取こすなという考え方とも一脈相通するものがあるというべきか。

IV 総 括

以上の地区状況と精密調査を総合しその主な要旨について簡単に解説しておきたい。

1. 吉敷本郷地区の沿革は、山口県はもちろん全国的にみてもかなり古いといえるだろう。その中で、口碑による垂文年間（700年前）に源氏の重臣が、この地に住みついたというのはともかく、江戸時代の万治年間（約200年前）に豊臣の重臣が居を構えたといえられているのはおよそ間違いないところであろう。もつとも豊臣の重臣というのも、いわゆるエタ身分のもののことであって、あえていえば改革の仕事にたずさわるものの武器道具を作るために、石田毛刺藩に招かれて来たというほうが正しいかも知れ

ない。しぬに何れにせよ、その沿革の古いことに変わりはない。江戸時代の沿革で特に注目されるのは天保元年にこの地区の人々が、船で大阪に生皮を送ったために大暴風雨が起り、佐波川が決壊して田畑が流失したという理由で百姓の怒りを買って、全戸焼き払われてしまったと伝えられていることである。これは部落の歴史につながる古い迷信によるものであるが、それにしてそのような事実があったことは今日の部落差別の原因を探る上にも軽視されない。

またその意味では江戸時代から明治・大正・昭和にかけてのこの部落の沿革の推移は、部落の沿革のあり方を示す上において典型的なものといえるだろう。その沿革にみるように、明治初年の部落解放によって、身分沿革上の差別的取扱いが廃止されて、新しい沿革を得るまでの過程は、その移り変りを現実にも物語るものといつてよい。

2. 吉敷本郷地区で見逃してはならないのはその居住地である。佐波川の川底よりなお低い湿地帯にこの地区があることは、明らかにその生活環境に恵まれていないことを示している。このような立地条件の悪いところに住まねばならなかったことは、その歴史性を物語るものであるが、さらにいえばそのために、30年に1回は必ず襲われたというような大水害に見舞われて家屋や田畑を流失し、深刻な生活上の脅威を受けることにもなっているのである。そのことが長い歴史の流れの中で、どれだけこの地区の人々を生活難に苦しめたことであろうか。そしてそれは、今もは

お経済的にもまたは社会的にも大きなハンディキャップとなっていることは明らかである。現在着手されている佐渡川の改修工事が竣工した際には、この地区も水害から守られるようになるにそういない。そのことはもちろん大きなプラスであるが、さらにいえばこうした機会にこそ、住宅其他の環境改善に力を注ぎ、住み心地のよい地域社会をつくり、長年にわたる禍根を一掃せねばならない。

3. 明治初年から昭和20年頃までのこの地区の人口は数倍に増加している。この増加率は、我が国の総人口の増加率ともほぼ見合っていて、それ程高いものではない。あえていえば全国的にみた部落人口の増加率と比べてもかなり低いといつてよい。

もっともその別居家族をみると昭和に入ってから現在までに166人が地区外に転出しており、その比率は現在人口の22%に当たる。したがってこれを加えると、その人口の増加率は必ずしも低いとはいえない。

つぎに戦後の移動状況とみると、昭和20年の493人が、35年には553人となっており、この15年間に60人増加しているが、35年7月現在では465人となり、この3年間に88人減少している。このことは最近の経済成長につれて農村人口が減少しつつあるのと同様相違する減少であるといえるだろう。その意味では全国的にみても、農村地帯の中にある多くの部落では、このような傾向が現われているものと推測される。

ところでこの地区の年齢別人口をみると、0才から9才までの

144人と比べて15才から24才までは105人となっており、25才以上は減少している。その中でも15才から24才までの生産年齢人口はわずかに45人であって極めて低い率を示している。その意味ではこの地区における人口の減少はこのような若年時付着が最近の経済成長につれて地区外へ転出しつつあるものといえるだろう。つぎにこの地区の人口を男女別にみると、男215人女250人となっており、男と比べて女が35人多い。このことはかなり多くの男が転出・出稼等の理由によって地区外へ流出していることを意味するものである。したがってこのような傾向が長く続くことになるとこの地区は若いものよりも子供や老人が多くなり、男よりも女が多くなり、しだいに生産力の低い老衰化した地区となる恐れはないとはいえない。もちろんこうした現象はいまでは避け難いものとなっているが、その反面においてそれがいつまでも部落の後進性を温存することになることは、この問題の解決にとって一つの問題点であるといわねばならない。

4. この地区の人口のあり方をみると、(1)男と比べて女がかなり多いこと、(2)1世帯当りの平均家族数が比較的少ないこと、(3)現住率が比較的高いこと、(4)未婚者がかなり多いこと、(5)自由結婚よりも見合結婚が多いこと、(6)いわゆる一般の人々との結婚がかなり見られること等がその特徴として上げられる。これは(1)を除いてはこの地区の人口のあり方が、他の地区と比べて概して良好であることを示すものである。したがってこの地区ではそれ程強い血縁関係もみられず、それだけ階層分化と容易ならしめる条件を

もっているといえるだろう。

5. この地区の産業の特徴は、地区概況でみたように、江戸時代はいわゆるエタ身分のそのの産業として典型的であったものが、明治維新の際の部落解放以後、明治・大正・昭和と年を経るにつれてしだいに、しかも順調に上昇し、分化してきたことである。その中で主なものは農業生活者と一般労働者であるが特に戦後は会社員・公務員などのサラリーマンがしだいに増えてきたことが注目される。またこれらのサラリーマンの就職の方法をみると、いわゆる就職採用よりも試験採用が高い比率を占めていることは評価されてよい。こうした事実は、それだけこの地区の経済生活の安定性を裏付けるのみならず、ひいてはそれが階層分化を容易ならしめ、近代化する上に大きく役立つことは疑う余地もない。

6. この地区の農業生活者の耕地面積はノ町ク反であつてノ戸当たり平均ノ反5畝とになっている。そのうち小作農についてみると、ノ反9畝以下が実に73.8%という極めて高い比重を占めている。これらの小作農の大半は農業経営者というよりも、他の産業の傍ら食糧水の自給をはめる程度のオス農業兼業家にすぎない。また自作農と小作農合せて29畝以下の経営者が52.8%を占めていることはその零細経営の程度を推測するに足る。がしめじそれにしても、この地区の耕地面積の大部分は昭和25年の農地改革によつて小作地から自作地に切り替えられたものであり、したがつてこの地区にとつては大きなプラスであつたともいえるし、現

在の生活を支える上にもやはり役立っていることも否定されない。またその意味ではこれらの耕地を最も良に利用し、経営を合理化しその生産性を高めることは、この地区の経済更生にとつて一つの課題であるということができるだろう。

7. この地区で賃金収入によつて生活をしているものは、市役所、国鉄をはじめ、そろそろの中小企業で働いている人々である。その員数は32人を数えている。勤め先の75%までは地区外であるが、なめにはごくわずかながら県外で働いている人もみられる。雇用の方法は前にみたように、縁故よりも試験が多いが、その条件は常雇と臨時が相半ばしており、まだ働く上にもかなりの不安をあたえている。ついでその収入をみると、25000円以上は僅かに5人にすぎず、それ以下のものが多い。しかもその中で、15000円以下のものが57人68%という圧倒的多数を占めていることが注目される。しかしこれ等の勤労者階級は、長い歴史の流れの中で、その産業を履めさせ、上昇させたものであるから、たとえ低賃金であつてもその芽を摘み取るようなことがあつてはならない。そのことはこの地区の生活を安定させることに大きく役立つのみならず、後に続くものにとつても極めて大切である。またこうした労力を顧み直して行くことによつて、地区はしだいに近代化されて行くのである。

8. この地区の住宅・道路その他の生活環境はそれ程悪くない。その理由は昭和5年の地区整理以来、これらの施策についてしばし

ば手が有えられたことによるものである。住宅についてみると、
家62.3%借家37.7%となっており、借家の多いことが目につ
くが、これは26年の水害による長官住宅と、その後の市営住宅
の新築によるものである。その点ではまだ新しい住宅が多いこと
、これらの住宅の家賃が月1,000円以下という低額であることが
その一つの特徴となっている。そして1戸当りの戸数、畳数及び
宅地の坪数等もそれ程低くなく、1戸平均4人程度の家族を支える
上においてさほどの不自由も感ぜられない。がしかしまだ扶い家
と古い家が多い点については改善を必要とする。

つぎに上水と下水は、住宅と比べて完備されていない。ことに
下、排水が不完全であり、この地区が低連地帯であるために不健
生な状態にあることについては、急遽に改善することが必要とさ
れている。

9. この地区の生活水準は、端的にいつてまだかなり低いといわね
ばならない。はじめに世帯収入についてみると、最も多いのは1
万円から1万5千円程度の10世帯（27.9%）である。比較的生活
の安定している4万円以上の世帯はわずかに5世帯（11.4%）に
すぎない。これに対して2万5千円以下の低所得者層とみられる
ものは、実に73世帯（81.7%）という高い比重を占めている。

つぎにその世帯支出をみると、最も多いのは1万円から1万5
千円までの27世帯（27.9%）である。比較的生活費の高いの
は4万円以上の4世帯（4.5%）であって、2万5千円以下につ
いてみると70世帯（72.7%）となっている。これによると収

入と支出がはい見合っており、その生活にほとんど余裕のないこ
とがわかる。

さらにその世帯支出のエンゲルケースをみると、最も多いのは
60から70までの35.9%であり、これを60以上についてみ
ると、実に78.3%という高率を示しているが、40以下のケー
スはわずかに2世帯1.7%にすぎない。すなわちこれによるとこ
の地区のエンゲルケースは極めて高く、その生活の苦しさは推測
される。

10. この地区では、社会保障と社会福祉についてかなり関心が寄せ
られているが、失対労働者と非生活保護者を含めて81%という
低所得者層がみられることは、それだけその生活の乏しさを物語
るものといわねばならない。その意味ではさらに社会保障の充実
をはかり、福祉活動を活発にする必要がある。しかしより根本的
な問題は貧乏の底上げとする事であり、低所得者層の解消を図る
ことである。その意味ではこのようは経緯をたて直し、生活の安
定をはかるために、さらに一段の奮起が必要である。

11. 教育状況をみると、学校教育についてはかなり注意が払われて
いるようであるが、その反面、社会教育の分野では特に評価する
程のものはみられない。学校教育で、小・中学校共に不登学・長
欠等がほとんどないことが注目される。また教育条件も特に悪い
という程のことでもない、しかし学力の低いことと見逃してはなら
ない。また高校進学率も全国平均と比べてかなり低いことが目に

つく、地区の社会的経済的地位をたがめ、就職と進学のを切り開き、大きく伸びて行くためには基礎学力の充實をはめることが何より大切である。なお社会教育の分野においても、生活指導に力を注ぎ、地域活動を活発にするなどいまだ一段の努力を必要とする。

12. この地区の地域活動はすでにみたように保健福祉活動と文化活動と生産的活動の3つに分かれているが、これらの地域活動は明らかにいつて、面的にも個人的にもそれほど活発であるとはいえない。すなわちその知識も乏しく、経験も少なく、また熱意にも欠けているということができる。あえていえば保健福祉活動はややその緒についた程度のものであるが、文化活動と生産的活動についてはほとんど見るべきものがない。これは地区の生活と文化と生産を高め、その近代化をはめる上において1つの重要な問題点である。いわゆる村づくり、町づくりのためにも、このような活動を活発に展開しなければならない。

そしてこの地区の耐久消費財の中の文化財をみると、ラジオ36.3%、テレビ50%があげられている。またそのほかに新聞をとっているもの54.5%、雑誌をとっているもの30%がみられる。これも農村一般と比べてその率は高いとはいえないが、文化の向上をはめる上にかなり役立っていることは否めない事実である。

13. この地区の人々の生活意識は、職業と居住地域と教育の3つの側面からとらえられているが、職業と居住の面では別々のことを語るという意識がかなり強い。これはそれぞれ生活が安定してきたともみられるが、さらにいえば停滞性や強固性のようにも見受けられるし、またそこには何処にいつても同じだという半封建的なめざらめの気質が強く残っているようにも推察される。それに反して子弟の教育については高校に進学させたいという比率が72%を占めているように、かなり進歩的である。その考えは、大体においてよい仕事に就かせたいということにあるが、子孫を思う親の心は一つであって、大きく社会へ伸びて行くことを希望しているとも思われる。

14. 社会意識と人権意識に関する調査は地区内と地区外に分けて、アンケートの形で行なわれている。この点は両者の意識を比較する上において参考となる点も少なくない。

はじめに社会意識に関する設問をみると、昔からの習慣やしきたりとして古くからおこなわれている神社や寺の行事、冠婚葬祭、食害の原因、義理人情の4項目が取り上げられているその内容をみると神社や寺の行事については、地区内では大いに賛成は68%となっているが、地区外では20.6%というかなり高い比率を示している。冠婚葬祭についてみると、地区内地区外ともに反対というケースが高率を示している。つぎに食害の差の生ずる原因をみると、地区内では生れや身分によるものであるというケースが33.3%となっており、全体の3に及んでいるが、これに対し

て地区外ではちがうというケースが少なからず多いという事実を占めている。また義理人情については、地区内ではやりたくないことで済むたがはないというケースが少なからず多いという高率を示しているが、これに対して地区外では22.5%となっており、かなり否定的である。

すなわちこのアンケートによると両者の社会意識は、かなり食い違っている。その中で特に注目されることは、3のケースで貧富の生ずる原因を地区内では生れや身分によるものであるという意識がかなり高い比率を示しており、また人にたのまれたらやらねば仕方ないというような義理人情に厚い点が見受けられるのに対して、地区外の意識ではその点をかなり削り切っていることである。その意味では地区内では今なお差別意識にかかわっており、非合理的な考え方にとらわれているといえるだろう。つまり部落の人々の意識にはかなり強い停滞性がみられ、半封建的の要素が少なくない。これに対して地区外の人々の意識は福祉や寺の古いしきたりや習慣を支えているような前近代的な要素も強く残っているが、その反面において貧富の差の生ずる原因としては生れや身分による差別を否定し、また義理人情にはとらわれないというようなかなり前向きな考え方も見受けられる。

これを要するに社会意識一般に関する限りにおいては、地区外のそれは古い伝統を継承しながら、かなり変りつつあるが、地区内のそれはさほど変らず、依然として停滞性を示している。そしてそれな古い歴史の積み重ねによる差別に基づくものであることは否定されない。

つぎに人権意識についてのアンケートは、生れや職業による差別と、結婚にかかわる差別の2つのケースに分けられている。

はじめに1のケースについてみると、あまり守られていないが地区内では48.3%と高率に示しているのに対して、地区外では23.8%となっていて、かなりの相違を示しているが、特に無視されているのは地区内36.8%という高い比率を示しているのにもかかわらず、地区外ではこのケースが零となっている。つぎに2のケースの結果に関する意識をみると、あまり守られていないが、地区内46.6%に対して地区外では22.2%となっており、無視されているというケースが地区内では36.8%という高い比率を占めているのに対して、地区外ではわずかに1.6%にすぎない。

すなわちこの2つのケースはまったく同様の傾向を示しており、憲法で保障されている身分、職業、結婚等の人権意識について、地区内と地区外の見方考え方の上に、まったく相反するよう大きな相違があることを明らかにしている。同じ地域社会に住む人々の間に人権意識について、これ程大きな食い違いのあることはまったく驚くべきことはない。もちろんこの場合における地区外の人々の見解は、人権意識一般を示すものといえるだろうが、地区の人々にとってはそれが、肌身で受け止めているあるかたの奥底であり、部落差別を軸とする場合にそのようには理解されないということを目にさまたげたものであるといわねばならない。

以上によると社会意識と人権意識に関する限り、地区内と地区外ではかなりの相違がある。或は大きな断層があるといつてもよい。そしてその原因が歴史性と社会性によつたものといえる。

差別という壁があることはくり返すまでもない。

15. 差別意識についての調査は地区外のユ3世帯のみについて行なわれているが、その前に参考として地区内の世帯主について行なわれた差別の経験の有無をみると、交際関係34、親戚2、親戚ノ、結婚ノ3、計59ケースの差別があったことをあげている。またニードについてみると問題解決についての関心や同和対策に対する希望がかなり高まっていることが認められる。

ところで差別意識についての地区外調査は、(1)地区内に知り合いがあるかどうか、(2)地区のあり方を知っているか、(3)地区について何か気づいていることがあるか、(4)交際関係が生じた場合交際するか、(5)地区や地区の人々が差別されていると考えているか、(6)以前と比べて地区がよくなったと思うか、(7)同和対策の必要性を認めるか、(8)必要性があるとすれば如何なる施策に力を入れることがよいか、(9)同和対策が効果を上げた場合差別はなくなるか、(10)同和対策は地区の人々の自主性によるべきかそれとも否、地方公共団体の施策にまっべきかというように、かなり多くのケースに分けて調査されている。その答についてはすでにみた通りであるが、ここでは簡単に要点についてまとめておきたい。

(1)についてみると、差別の有無にかかわらず、知り合いがあるというケースが男女ともに高い比率を占めている。なおその内訳をみると、現在交際しているものも少なくない。(2)についてみると、地区の存在を知っているものは圧倒的多数を占めている。(3)についてみると、生活環境がかなり良くなった事と、人

間関係についてかなり同調感があることを指摘している。(4)についてみると日常の交際関係ではためらわずに交際するというケースがさわめて高い比率を示しているが、これに反して結婚を前提にした交際関係では、全く反対であることを明らかにしている。(5)についてみると、地区や地区の人々が差別されているかどうかという問いに対する答は、差別されているというケースは殆んど零に近いが、その反面、少しは差別されているというケースと差別されていないというケースが相半ばしている。ここで差別されていないというケースが男31.4%女50.0%というようになり高い比率を占めていることは注目される。なお差別の原因としては、人種がらみというケースは零であるが、生れがらみ、政策がらみ、住むところがらみ、生活環境がらみ、言動が粗悪である等をあげている。またその中で言動が粗悪である男48.7%女20.0%というようになり高い比率を占めていることは軽視されない。(6)以前と比べて地区がよくなったかと思うかという問いに対する答をみると、よくなった点では生活環境が改善されたことをはじめ、教育が向上したこと、劣等感がうすれつゝあること、物心両面ともに向上したこと、政策がよくなったこと、教育が高まったこと等をあげている。その反面において悪くなったことでは、少年の窃盗が多いこと、生活保護と失業すること、依頼心が強いこと、なお犯罪が多いこと等をあげている。(7)国や地方公共団体の同和対策の必要性と認めるものと反対するものが相半ばしている。(8)必要性を認めるものについて、その必要があるとすればどの

ような施策に力を注ぐべきかという問いに対しては、生活環境をよくすること、貧乏をなくすること、経済を豊かにすること、教育をたかめること、人権を尊重すること等を挙げている。特にその中で教育をたかめることの45.5%と人権を尊重することの28.5%の高い比重を占めていることが注目される。(例)以上のような国庫対策が効果をあげた場合差別はなくなるかというケースについては、差別されるというのは悪であるが、その半面において多少は差別されるというケースと差別されないというケースが相半ばしており、またわからないかかなり高い比率を示している。それについて、多少は差別されるとすればその理由は何かという答を見ると、昔からの習慣、中年以上の人々の気持ちすっきりしない、明治時代からの古い考えの人がいる、言語動作が悪い、ひがみがある等をあげている。すなわち地区外においては古い歴史につながる差別意識がなお根深く残っていることを、地区内においては言動の良くない人やひがみがあることを挙げている。そしてその対策としては、中年以上のものを啓蒙すること、部落民の向上をはかること、集団を分散すること、言動をよくすること、地区外のものの偏見を除去すること、時期をまつこと等を必要としている。この中で部落制に対する要望が68.2%という高率を示していることを見逃してはならない。(例)国庫対策は地区の人々の自主性によるべきかそれとも国や地方公共団体の施策にまっべきかというケースでは、両者の見解はほとんど相半ばしている。

すなわちこれによると(1)から(例)までのケースでは(例)のケース

に阿蘭丸があるにしても吉敷本橋地区やこの地区の人々に対する差別意識はしだいに解消する方向に向っているかのように見受けられる。ところが(例)のケースをみるとその見方が大きく違ってくる。それはすなわちこのケースで、このような対策が示されて吉敷本橋地区の人々の生活程度が高くはり、社会的教養が涵養され、よい風俗を身につけた場合には、一般からは差別されなくなるとお考えですが、それともやはり多少は差別されるでしょうか、という問いに対して多少は差別されるという答がかなり高い比重を占めているからである。特にその理由として、言語動作が悪いとか、ひがみがあるとかというようなことを挙げているのは、如何なる理由によるものか、全く了解に苦しむといわねばならない。ところでこの点についての重要な阿蘭丸は、その理由の中で、昔からの習慣があるとか、中年以上の人々の気持ちすっきりしないとか、明治時代からの古い考えの人がいるとか、あるいはまた時期をまつよりしかたがないというような非合理的な見方、考え方を高く評価していることである。これは(例)のケースでみられる結論を前提とした交際を要回答としているように、古い歴史につながる差別意識を根拠とするものであって、言いかえるとこうした差別意識はその理由の如何にかかわらず、容易に解消するものではないということとを物語るものである。こうした見方、考え方は、明らかに矛盾している。またその点では前にみた地区外の人権意識と差別意識は大いに食い違っており、一致するところを知らない。今はお非合理性が高く、地域社会の底は固い。したがってその意識では合理主

美の徹底をはねると共に、人権に対する認識を深めることがきわめて大切である。

V あ と が き

以上によるとこの地区は、いわゆる都市解放以後、その体質改善に留意しつゝ緩いカーブを描きながら近代化の方向に進みつつある。この調査によつても明らかのように、いまなお多くの問題点を残しており、今後取り組むべき課題も少なくないが、しかし同和対策事業としてのモデル地区計画が進行しつつある現状においては、その前途は開けつつあるといえるだろう。それにしても今後の課題として特に重視せられることは、適切な施策を講じて勤労収入の増加をはかり、貧乏の底を上げて、その経済生活を安定に導くことである。同時にまた差別意識の実情に顧みて、同和教育の必要性が痛感される。

おわりに篇を結ぶに当つて、この地区をこゝまで導いてきた先覚者故国弘半治兵衛氏の功績に対して深い敬意を捧げる。